

A 短期大学セクシャルハラスメント事件における 心理学鑑定

—電話会話反訳についての心理学的会話構造分析—

Psychological Expert Opinion of the Sexual Harassment at
 "A" Junior College Case :
 Psychological Analysis on Conversation Structure of
 Telephone Communication

松島 恵介・浜田 寿美男

はじめに

本論文は、平成九年（ネ）第二十一号損害賠償請求控訴事件の控訴審において控訴人代理人角田由紀子弁護士より依頼を受けた筆者が仙台高等裁判所秋田支部に提出した鑑定書を一部修正したものである。修正箇所は固有名詞をアルファベット記号に置き換えたり、論文としての体裁を整えた部分であるから、実質的には裁判所に提出した鑑定書とほぼ変わらないといって差し支えない。

なお、原審となる秋田地方裁判所における判決では控訴人は敗訴したが、本鑑定書が提出された控訴審においては逆転勝訴となった。

以下に本鑑定書が当該判決の根拠とされた部分を判決文（平成十年十二月十日判決言渡）より引用する。

判決

主文（略）

事実及び理由

第一 控訴の主旨（略）

第二 事案の概要（略）

第三 判断

一、（略）

二、(略)

三、控訴人の供述の信用性

1 (略)

2 事件後の控訴人の行動について

(一)～(三)(略)

(四) 控訴人は、同月（十月、筆者注）十九日午前一一時四五分ころ、予め録音の用意をしたうえで、自宅からS研の被控訴人に電話をかけ、休みたい旨を伝えるとともに、約四十分にわたって被控訴人と会話をした。控訴人は、右会話をカセットテープ（甲三〇、以下「本件テープ」という。）に録音した。録音された会話の内容は、本件テープの反訳として甲三一に記載されている。この電話による会話では、控訴人と被控訴人の間では、事件の具体的な態様が暗黙の了解事項とされており、会話の中に登場しないが、(中略) 心理学による会話構造分析によれば、右の会話は、控訴人が主張する内容の行為が実際にあったことを前提とした会話と考えることができ、被控訴人の主張するような肩に手を掛けただけの行為が実際にあったと考えるのは不合理な点があると指摘されるに至っている。

3 以上を要するに、本件においては、対立関係にある控訴人・被控訴人双方、特に被控訴人に対する攻撃性の強い控訴人の供述の主観性に配慮して、客観的な証拠を中心に慎重に検討したとしても、控訴人の供述の詳細性、具体性、一貫性などに加えて、(中略)、控訴人と被控訴人の間の電話では、控訴人が性的被害を受けたことについて被控訴人を詰問しているのに、被控訴人が効果的に反論しているようにみえないことなど、控訴人が、事件によって実際に性的被害を受けたと推認しても無理のないような証拠があ

ることを否定することはできないというべきである。したがって、これらの証拠を否定できない限り、控訴人の供述をいたずらに虚構を述べていると排斥することはできないと言わざるを得ないことになる。

以下、鑑定書の本文である。なお、鑑定書末尾に「付録」として電話会話が記録された反訳文の全文（鑑定資料）を添付した。

我々は、現在、仙台高等裁判所秋田支部において審理中の平成九年(ネ)第二十一号損害賠償請求控訴事件について、平成九年九月三十日付で控訴人代理人角田由紀子弁護士より、被控訴人Kおよび控訴人Hによって平成五年十月十九日になされた電話会話が記録されたもの(以下、『電話反訳』と呼ぶ)について、どのような行為を前提とした会話と考えられるかを鑑定してほしいとの依頼を受けたので、以下に心理学的な会話構造分析の視点から分析を行い、鑑定意見を述べる。

一、嘱託された鑑定事項

心理学による会話構造分析によれば、本電話反訳におけるKとHの会話はどのような行為を前提とした会話と考えられるか。

二、鑑定資料

被控訴人Kおよび控訴人Hによって平成五年十月十九日になされた電話会話テープおよび電話会話が記録された反訳文一通。

三、鑑定結論

上記の鑑定事項について、以下の結論を得た。

心理学による会話構造分析によれば、本電話反訳は、本件においてHが主張する「強制猥褻行為」が実際にあったことを前提とした会話と考えることができる。一方、本件においてKが主張する「肩に手を掛けた行為」のみが実際にあったと考えるならば、本電話反訳には不合理な点が生じることになる。

四、鑑定に際し提出を求めた資料

- 1、一審判決
- 2、河野貴代美氏作成の鑑定意見書（甲四〇号証）
- 3、控訴人作成のメモ（本件に関する出来事を時系列で整理したもの）

- 4、控訴人の一九九七年六月四日付準備書面
- 5、被控訴人の平成九年九月十二日付準備書面
- 6、被控訴人作成の一九九七年九月一七日付報告書
- 7、一審での原告本人尋問調書四通
(平成六年十二月二〇日、平成七年三月二日、平成七年八月二十九日、平成七年五月十六日、各実施)
- 8、一審での被告本人尋問調書四通
(平成八年二月二十九日、平成八年四月二十三日、平成八年六月十八日、平成八年九月十二日、各実施)
- 9、平成五年（ヨ）第一四八号文書配布禁止等仮処分申立事件に関する以下の書類
 - ①平成五年十一月十九日付債務者本人報告書
 - ②平成五年十二月七日付債務者本人報告書
 - ③平成五年十二月十五日付債務者本人報告書
 - ④平成五年十一月一日付債権者本人報告書
 - ⑤平成五年十一月二十六日付債権者本人報告書
 - ⑥平成五年十二月七日付債務者本人報告書

以下、本文において、この結論に至った根拠を述べる。

【目次】

第一部 問題と方法

第一 問題となる事実

第二 分析方法

第二部 分析

第一 当該行為を指示する語の分析 —— 分析 1

一、分析 1

二、分析 1 の小括

第二 当該行為を指示する発話文の分析 —— 分析 2

一、当該行為を指示する語を含む K の発話文の分析

—— 分析 2-1

二、当該行為を指示する語を含む H の発話文の分析

—— 分析 2-2

三、分析 2-1、分析 2-2 の小括

第三 当該行為を指示する発話は相手にどのように捉えられているのか —— 分析 3

一、当該行為を指示する K の発話は H にどのように捉えられているのか

—— 分析 3-1

二、分析 3-1 の小括

三、当該行為を指示する H の発話は K にどのように捉えられているのか

—— 分析 3-2

四、分析 3-2 の小括

五、分析 3-1 と分析 3-2 の小括

第三部 考察

- 第一 第一審における判示についての考察
- 第二 考察一実際にどのような行為があったのか
 - (1) 「肩に手を掛けただけの行為」が実際にあったと考えた場合
 - (2) 「強制猥褻行為」が実際にあったと考えた場合

第四部 結論

鑑定人の略歴と業績（略）

文献

付録 電話会話が記録された反訳文の全文（鑑定資料）

第一部 問題と方法

第一 問題となる事実

本件は、H が K との学会出張のために宿泊したホテルにおいて、チェックアウト当日に H の部屋において K が起こした行為について提起されたものである。H は、K に強制猥褻行為を受けたと訴え、一方、K は、H の肩に両手を掛けたのみであるとし、どちらの主張が事実に基づいたものであるといえるのかが本件の主要な争点になっている。

本鑑定が分析対象とする電話反訳（付録として末尾に添付）においては、一読すれば明らかなように両者の会話の前提になるべき行為については具体的に言及されていない。また、行為の態様についても一切議論されておらず、これらの事実から、実際の行為そのものについては両者に意見の齟齬がない、と見做さざるを得ない。このことはまた、両者が一つの行為を体験したということを示している。問題は、その行為がどのようなものであったか、ということである。

本電話反訳は当事者同士の会話という事例であるから、そこには当該行為に関する何らかの指標が残存していると思われる。本鑑定の目的は、本電話反訳からそうした指標を発見し、そこから、実際にどちらの主張する行為が実在したといえるのかを判断することにある。

第二 分析方法

本鑑定において用いる心理学的な会話構造分析とは、会話全体を通して存在するある構造を客観的な手法によって導き出そうとする方法論に基づいているものである。したがって、会話からひとつの発話だけを断片的に採り上げて、その発話の意味を一般常識への当て嵌めや推論によって導こうとするものではない。

よって、我々が用いる「心理学的」という言葉の意味は、精神分析家が行うような、発話の背後に何らかの物語（story）を当て嵌めようとする類のものではなく、また、熟練した臨床心理家もしくはカウン

セラーが行う意味での、勘や経験則によるものでもないことには留意されたい。

本鑑定が行う心理学的会話構造分析とは、個人の発話の全体性において各発話の意味を捕らまえようとするものであり、同時に、対話的関係において発話のやりとりのプロセスをミクロに分析することから、会話構造を析出するとともに会話を発動させている原理を導こうとするものである。前者は、著者の一人である浜田寿美男が日本の刑事裁判において根づかせた「供述分析」という手法（例えば、本鑑定書巻末に添付した文献『自白の研究』¹⁾ を参照）の基本理念であり、また、後者は、現在の心理学界において主要なテーマになりつつある「定性的心理学研究」の一分野である会話分析／談話分析（例えば、本鑑定書巻末に添付した文献、心理学会誌の特集号『データとしての会話』・『目撃証言と記憶研究』における、著者の一人松島恵介の2論文^{2) 3)} を参照）の定石的手法である。

本鑑定の具体的な分析手法としては、まず、「分析1」として当該行為を指示している語を時系列順に抜粋し発話者毎に整理することから、それがどういった行為を表現しようとしたものであるかを分析し、次いで、「分析2」として、分析1でとりあげた語を含んだ発話の単位でその発話特徴をより詳しく分析し、最後に「分析3」として、それらの発話が互いのやりとりのなかでどのように扱われていくのか、という点に着目し詳細な会話分析を行うことにする。こうした分析作業から、帰納法的に、本電話反訳が「何」についての「どのような」会話であるのかを導くのが、本分析の最終目的である。

第二部 分析

分析を開始するにあたって、分析の便宜をはかるため本電話反訳において各発話者毎に、発話順に1・2・3……の通し番号を付与した。すなわち、K1・H1・K2・H2・K3・H3……のように番号を付与した。結果として、Kが全93発話、Hが全93発話あり、両者の

合計は 186 発話となった。

なお、文字の表記はすべて原文に従った。また、『聞き取り不能箇所』は原文では空白になっているが、本鑑定においては便宜上、＊の記号で表わすこととした。

第一 当該行為を指示する語の分析——分析 1

先述した方法に従って、当該行為そのものを指示している語を抜き出すことから分析を開始する。なお当該行為の動機や結果について述べている部分についての分析は、後に行う。

一、分析 1

分析 1 として、自らの言葉で当該行為を指示している語を以下に発話番号と共に発話順に抜き出す。ただし、相手の言葉をそのまま引用したものについては、除外する。また、指示語「あれ、それ、これ」等についても、会話中の相手の言葉を指しているものは除外する。

なお、当該行為に特に関連する部位について下線を施してある。

〈当該行為を指示する語〉(発話順)

K34—「表現の仕方は違っていたかもしだれんけども、気持ちとしては
うーんと、端的に言えば親愛の情でそれを示したかったっちゅ
うことだけど～」

K38—「表現の仕方についてはだから僕も問題あったってんだよ」

K41—「表現のする場所とか仕方の問題あったちゅうのは～」

H43—「横浜のホテルでどういうことがあったかなんて、そういうこ
と、誰にも言えるわけないでしょう」

H47—「出張先のホテルで奥さんが上司にそういうことをされたって
知ったら、K先生は、だんなさんとしてどういう気持ちですか。」

K48—「だから、ぼくは、さっきも、最初から言ってるように、気持ち
として、表現の仕方はあったけれども」

H49—「自分の妻の体に指一本でも触れられたら、逆上するのが夫じゃ

ないですか」

H50—「女性として魅力的であれば、何をしてもいいとか、体に触ってもいいとか、そういう考え方を持ってる上司のところでどうやって働けるんですか。」

K51—「…だからね、お宅にそういう気持ちでもって接しては、ぼくはいなかつたと思ってるの。ただ表現の仕方、」

H54—「あれはもう計画的だったんじゃないですか。」

H58—「そして、最後にあれですか。最初からもう、私の体が目的だったんでしょう。」

K59—「ただその表現の仕方として、チェックアウトの前にちょっとお宅に対して、表現の仕方が悪かったのは認めるけど」

H59—「で、まさか変なことをされるなんて、そんなことを考えること自体 K 先生に対する侮辱でしょう」

H60—「セックスする、されるだろうとか、そういうことを期待して入ったわけでもないし」

K60—「確かに行動の一、最後の表現の仕方は、少し、軽率なところあつたけれども」

H70—「あなたのやってることはねーあーの、水商売の女性だったら、日常茶飯事かもしないけども、かたぎで生活している女性にとっては、非常にショックですよ。」

H71—「私は従軍慰安婦ですか。」

H75—「最後までいかなかつたということ」

K78—「この問題の発端は僕の方にあるんだから、ただ、それをどう解釈するか」

以上の抜粋は、会話の初期から順に、当該行為を指示する発話を羅列したものに過ぎないから、これらを以下に発言者別に整理して並べてみることにする。なお各発話の前に通し番号①～⑯を「発話番号」として付与する。

〈当該行為を指示するKの語〉(発話順)

- ① K34—「表現の仕方は違っていたかもしだれんけども、気持ちとしてはうーんと、端的に言えば親愛の情でそれを示したかったっちゃうことだけど～」
- ② K38—「表現の仕方についてはだから僕も問題あったってんだよ」
- ③ K41—「表現のする場所とか仕方の問題あったちゅうのは～」
- ④ K48—「だから、ぼくは、さっきも、最初から言ってるように、気持ちとして、表現の仕方はあったけれども」
- ⑤ K51—「…だからね、お宅にそういう気持ちでもって接しては、ぼくはいなかつたと思ってるの。ただ表現の仕方、」
- ⑥ K59—「ただその表現の仕方として、チェックアウトの前にちょっとお宅に対して、表現の仕方が悪かったのは認めるけど」
- ⑦ K68—「確かに行動の一、最後の表現の仕方は、少し、軽率なところあったけれども」
- ⑧ K78—「この問題の発端は僕の方にあるんだから、ただ、それをどう解釈するか」

〈当該行為を指示するHの語〉(発話順)

- ⑨ H43—「横浜のホテルでどういうことがあったかなんて、そういうこと、誰にも言えるわけないでしょう」
- ⑩ H47—「出張先のホテルで奥さんが上司にそういうことをされたって知ったら、K先生は、だんなさんとしてどういう気持ちですか。」
- ⑪ H49—「自分の妻の体に指一本でも触れられたら、逆上するのが夫じゃないですか」
- ⑫ H50—「女性として魅力的であれば、何をしてもいいとか、体に触ってもいいとか、そういう考え方を持ってる上司のところでどうやって働くんですか。」
- ⑬ H54—「あれはもう計画的だったんじゃないですか。」
- ⑭ H58—「そして、最後にあれですか。最初からもう、私の体が目的

だったんでしょう。」

- ⑯ H59—「で、まさか変なことをされるなんて、そんなことを考えること自体K先生に対する侮辱でしょう」
- ⑰ H60—「セックスする、されるだろうとか、そういうことを期待して入れたわけでもないし」
- ⑱ H70—「あなたのやっていることはねーあーの、水商売の女性だったら、日常茶飯事かもしれないけども、かたぎで生活している女性にとっては、非常にショックですよ。」
- ⑲ H71—「私は従軍慰安婦ですか。」
- ⑳ H75—「最後までいかなかつたということ」

以上のように、当該行為を指示している語を発話者別に整理してみると、明白な傾向が顕在化してくることがわかる。それらはひとまず次のように整理することができよう。

当該行為を指示するKの語の特徴

- (1) 当該行為についてのKの発話は「表現の仕方」という語の反復である。
- (2)「表現の仕方」について「まずかった」ということを反復している。

当該行為を指示するHの語の特徴

- (1) 当該行為について多様に表現されている。

Kの発話にみられる(1)、(2)の特質については、一読すれば明らかであるから、逐一検討することはここでは行わない。

一方、Hの発話においては当該行為は多様に表現されており、それらの間に何らかの一貫性があるのか、何らかの構造が見られるのか、といった検討が必要である。

さて、Hの当該行為を指示する語を時系列順に並べてみると、単に

多くの表現がやみくもに分散しているというわけではなく、それらの表現が時間を追って、次第に明瞭になるさまがみてとれる。

すなわち、当初は⑨「誰にも言えない行為」と一般化された暗喩を用いて行為が表現され、ついで、当該行為を被った自らの立場を会話相手に仮定法的に置き換え行為の意味を表現しようと⑩「そういうことをされたらどう思うか」と述べ、次に⑪で「指一本でも触れたら」と行為の発端について表現し、それが発展させられるかたちで⑫「体に触る」・「何をしてもいい」と行為の態様に踏み込むことになり、ついで⑬「計画的だったのか」と行為の意図に触れ、続いてそれを明確に⑭「私の体が目的だったんでしょう」と畳み込んで問い合わせることになる。その後、自らの心理状態に触れて、事件前には、まさか⑮「変なことをされる」、⑯「セックスする、される」、というようなことになるとは思ってもいなかつたことが表明されることになる。次第に感情がやや高ぶり⑰においては「水商売」さらには「従軍慰安婦」という極めてどぎついメタファを用いながら行為を表現している。最後に⑲「最後までいかなかった」と行為の終了の様子に触れている。

以上、若干の説明を加えれば明らかなように、Hの発話には、当該行為について間接的ながらもかなり明確な表現がみられる。当該行為の具体的態様については直接触れられてはいないものの、発話を順に追うならば、その行為の周辺部から核心部へと次第に表現が発展していることが見受けられ、また同時に、行為の発端から終了への時間の流れをなぞるように発話が移行している、ということができる。さらに、表現の形態も、一般的・比喩的なものから特定的・具体的なものへと収斂していくさまがみてとれる。

総合的に判断すると、Hの発話は、やや間接的ながらも当該行為がどのようなものであったかをかなり明確に示しているといえる。先述したものに補足して解説すれば、⑬と⑭は行為の意図についての言及であるばかりでなく、その行為の内容が「計画的」で「体が目的だったもの」であることを示唆しているといえるし、また、自己の気持ち

に触れた⑯「変なことをされる」、⑰「セックスする、される」という表現も、単に気持ちを表現する次元に留まるものではなく、それがどのような行為であったかをかなり明確に露わにしているといえる。さらに⑱「従軍慰安婦」というメタファに至っては、それがどのような行為に結びついている表現であるかは、非常に明解である。

二、分析1の小括

ここまで議論を引き受けつつ分析1の内容を簡単にまとめる。

当該行為を指示する語を抜粋、検討した以上の分析から明らかになるのは、Hは本件で自らが主張しているような「強制猥褻行為」について発話しているとみることができるのでに対し、Kが発話している行為は、「表現の仕方に問題のある行為」である、という以上のものではなく、特定の具体的行為を指示するものと見做すことはできない、ということである。

また、Hの発話は、多様な表現を用いて特定の行為について表現しており、なおかつその表現の仕方は次第に明瞭になっていくのに対し、Kは、「表現の仕方」について「問題があった」ことを単に繰り返し発話しているのみである。

第二 当該行為を指示する発話文の分析——分析2

分析2においては、分析1において対象とした語を含む前後の文脈から、KとHそれぞれの発話の特徴を取り出すことが課題となる。なお、分析1の冒頭において①～⑯の発話番号を付与したのは当該行為に直接言及した発話部分であるが、ここではこの部分を含む各人のひと続きの発話全体を一単位として、これを「発話文」と呼ぶことにする（これは本鑑定書冒頭において1から93までの番号を付与した発話の単位に相当する）。分析方法は、分析1と同様、この発話文を各発話者毎に時系列に抜粋し、そこから発話の特徴を明らかにするものである。

一、当該行為を指示する語を含むKの発話文の分析

——分析2—1

まず、分析2—1として、Kについて、当該行為を指示する語を含む発話文を時系列に抜粋する。

〈当該行為を指示する語を含むKの発話文〉（発話順）

K34—いや、それはだからーあのー、考え方もあると思うけどー、ぼくも、あそこで、後でも言ったけれどもー、とにかくビジネスの話ばっかりずっとしてきたしー、ただーお宅にたいしてはー、仕事ーの面はもちろんよくやってくれるしー、いままでも、がんばってくれてるからー非常に感謝してるし、してたからー、ただー、まあ、あのーあるところから話聞いて、お宅がいろんな悩んでるのを聞いたから、いずれ、ええ、ゆっくり話していけば、こっちが考えてることがわかってもらえるだろうと思って、その話は二晩かけてやってー、非常に理解してもらえたってちゅうんで、ぼくも非常にうれしかったし、ただ、あのー表現の仕方として、ビジネスだけでー、あんたに対して、仕事させてる、じゃなくてー、もっと人間的にも、いわゆるー、期待してるし、それを、まあ、表わしたかったのが、横浜で、ちょっとー、うーん、①表現の仕方は違っていたかもしだれんけども、気持ちとしてはうーんと、端的に言えば親愛の情でそれを示したかったっちゅうことだけれどー、ただ、お宅のほうの取り方は、その辺に対しているいろいろあると思うんだ、だからー、あのーそれはどういうふうに捉えられたかはしょうがないにしても、こっちの気持ちはそういうつもりで接したつもりだけれど、ただ、それをどう捉えるかはお宅のほうが、感じ方で、こっちも、十分理解はできないけれどー、ある程度はわかる。だからー、あんー、こっちも、そうではないって言い切らないで、一応お宅からいろいろまた、その不安な状態だからー、んーと、辞めたいちゅうのとー、職探してくれっちゅうので、一応その話は

受けてー、やっていこうと思ってたし、いまも、現にあっちこっち何か所か探してみてー、現在進行中ではあるけどね。だからー、こっちの気持ちとしては、最初から終わりまでそういうつもりではいるんだけれどー、捉え方は、まあ、女性の側から見れば、もっと違った捉え方、したんだろうなあ、ちゅうんで、そこは、ぼくも十分には理解はできないけれど、ただもうそれについてー、お宅と話をしてー理解してくれとか言ってももう水掛け論なっちゃうからー、それはもうやってもしょうがないんじゃないかな、と思ってんだ。ただ、問題はいろいろあるけれどー、いっしょに仕事やっていくときの一、お、ビジネスとしての仕事ちゅうのか、それはもうぼくがあんたを使う立場だし、その使い方はいろいろ異論はあるかもしれないけれどもー、あー、仕事やっていかにゃいけないからー、話はしなきゃいけないと思ってたんだ。前その話ちょっとやりかかったけどもー、全然違う話、が出てきて、論文の話とか何とか出てきてなんだろうちゅうことでー、全然話ができないまま一応終わつてると。だから、二つ問題があるからー、何かの形で話して、あのー、＊にしろ、どうやって一緒にやっていくのか、やれないとやらやれないでどうするかとか、そういう話をしなければ、ただー、あっち向いて、こっちもこっち向いて、ただ、面と向かわなければー、話は何にも進まないな、っていう感じはしてるの。その、微妙な感じ云々ていうのはもちろんあると思うけれどー、それも含めて二つ問題あるから、話はしなければ、何とも、しようがないんじゃないかなと思ってるの。

K38ーだからその②表現の仕方についてはぼくもだから問題があつたってんだよ。あんたにも言ったと思うんだけれどー。ただねー、その問題についてはいま当人同士でやってもー、もう話、埒あかないから、それについてはまた別の形で話ー、もっていかなきゃしょうがないと思うんだよね。

K41ー解決の仕方として、いまんところお宅がここでいっしょにやれ

ない*ら、どこかいいとこ探すってのが、ぼくの最大限の誠意っていうか、そういう、口止めとかなんとかじゃなくてーそういう形でしか解決できないでしょう。それ以外に何が形、たとえばお金を払えとか、裁判にかけてー、その一、何らかの形しろというんなら、またそれもせざるをえないけどー、ただねー、そういう形で望むんなら、も、それも、しょうがないと思ってはいるんだー。ただ、いまぼくはできることは、いま当座ここで仕事をするにあたって、最小限度お互いの関係ん中で仕事ができるようにすること、と、あと、お宅が精神的不安であれば、もっと、仕事がきっちりできるようなところに場所を移すっていうのも一つの手だし、それをあの探してくれって言われたから、こっちもー、なーいとは思うけれども、とにかくあっちこっち当たってみてみると。それは、ぼくができるいまの時点でのなにもことを起こさないでできる最大限のことだろうと思うの。・・・・・えー、言葉だけで謝っただけですむことでもないでしょうし。だから、こっち側が気持ちとして、③表現のする場所とか仕方の問題あったっちゅうのはもうそれはぼくも自分で認めてることだけども、ただ、言おうと、やろうとしたこと、気分の問題として、あのー、表現しようとしたものは、もう最初から言っているように、最初に言ったような内容なんでー、だから、それをさらに問題があるとして、捉えていくんだったら、それはもう、出るとこ出るしかないし、で、実際に、あのー、もうすでにお宅がどういう話を、まあ、出したか知らないけども、も、すでにー、えーいろんな形で流れてくると。で、それが、あの、こっち側が確かにやった行為がそういうものであってもただー、こっちの気持ちとしてはどんな形でやったかってのははっきり最初からもう言ってんだけれども、出て流れてくる話ん中にかなりの尾鰭がついて流れてくるともう、こっちもそれーではないっていうふうなことをお宅と言い合つたってしょうがないってな感じするんですよ。現にもう出てき

てるから。そうすると、どこかに第三者立ててやるしかない、し、それでどうなるちゅうもんでもないけれども一、とにかく、出るもんが出てくるんだったら、こっちも、出るとこ出ざるをえないし、だから、いまんところ、そういう噂が届くから一、まあ、かなり、ちょっとショックなんだけども、変なこう尾鱗がついちゃって一出てきてる

K48—④だから、ぼくは、さっきも、最初から言ってるように、気持ちとして、表現の仕方はあったけれども、

K51—⑤・・・だからね、お宅にそういう気持ちでもって接しては、ぼくはいなかったと思ってるの。ただ、表現の仕方

K59—冗談でないよ、そういうふうに、お宅が捉えるなら、もう、しょうがないけれど、ぼくはそういうつもりで接したんでないということだけは確かだ、もし、そうだったら一、もっと前の時間だっていろいろあつただろうし、ぼくはそういうつもりは一切なかった。⑥ただその表現の仕方として、チェックアウトの前にちょっとお宅にたいして、表現の仕方が悪かったのは認めること、ただねー、さきほどからいうように、

K68—あんたと話をしなきゃいけないことがあったでしょう。だから、それをとにかく、きっと悩んできてんだから、あんたが。だから、いつ話するかって、会場だって、ま、できただろうけど、いろいろ忙しいから、そして、もっとゆっくり話さなきゃいけない問題だったわけでしょう。だから、僕は、も、確かにいろいろ遅いし、疲れてはいるけれど、ぼくだって同じだ。ただ、とにかくこっちでずっと二年やってる間にいろいろ、おたく＊悩むことがあるから、ぼくは話をして、で、もっといい形で仕事ができるようにちゅうことで、確かに、場所はもう、話するここ、なかったから、あーいうとこでやったけれど、ただね、お宅がいうように計画的だの、そういうことを目的にしてはいなかった。いないから何も起こらなかった。ただ、チェックアウトの時に、それだけで何となく十分意思が伝わっている気持

ちもしなかったし、気持ちを伝えたかったちゅうのが、⑦確かに行動の一、最後の表現の仕方は、少し、軽率なところあったけれども、気持ちとしては最初っからそういうふうな形でやってきてる。だから、お宅がいうふうな計画的に何かしてー、それ、狙ってた、そういうことは一切ない。それだけは断言とく。そういうふうに考えてしまえば、どんどん、どんどん、いろんなことをそういうふうに持っていくけれども、ただ実際の、形として、ぼくはそういう気持ち持ってなかったから、だから、どんな形にしても、

K78—うん、ともかくこの問題もう、お宅と話してもどうもならないから、ただね、今日休まれるのはいいんだけど、後のこと、とにかく仕事をやっていくにしろ、お宅がどこかで、精神的安定の形、仕事できるについては、ぼくはいままでもやって、あちこちあたってきてるから、それについてはいずれ話はしたいと思う、あなたとね、そうしない限り、⑧この問題の発端は僕の方にあるんだから、ただ、それをどう解釈するかは、また、さっき言ったように第三者立てて何かするにしても、ただ、この発端に、＊＊＊＊お宅が仕事できないような状態の陥ったのは、ぼくにも責任あるから、それについて、何とか、いい形になるような、あー、仕事の仕方あるいは場所とかゆうのについては、いずれ、お宅と話、いろいろ、ま、あたった結果もあるから、話はしなきゃいけないなとは思ってるの。それはいずれ、あのお宅こっち来たときに話はしたいと思ってるの。ふーん。だ、今日休まれるのはいいけども、明日、あさってと、もし、来られるんだったら、そっちのほう先話、したほうがいいんじゃないかな、と思うの。ふーん。

〈当該行為を指示する語を含むKの発話文の特徴〉

以上のように、当該行為を指示する語を含む発話文を、Kについて時系列に抜粋してみると、明白な傾向が顕在化していくことが分か

る。それらは二点にまとめることができよう。それぞれ根拠とともに示す

(1) Kが当該行為について述べる際には、殆どの場合、行為そのものについての言及ではなく、「動機」や「解釈」の問題として述べられている。

(1) の根拠について

まず、行為そのものについての言及がないことについては下線部を参照すれば明らかである（これは分析1においても明らかになった傾向である）。

また、当該行為が「動機」や「解釈」の問題として述べられていることは以下の抜粋における傍点部（筆者による）を参照すれば明らかである。まず、発話の①、③、④、⑦については、行為に触れる際には必ず「気持ちとして」という言及が伴うし、残る⑤、⑥についても、「気持ち」や「つもり」の問題が主題的に述べられた後に、「ただ（ね）」と付加的・条件的に行爲に触れられるのみである。しかも、分析1で明らかになったように、行為についてのこれらの言及はすべて「表現の仕方」という抽象的なものである。

- 「①表現の仕方は違っていたかもしだれんけども、気持ちとしてはうーんと、」(K34)
- 「こっち側が気持ちとして、③表現のする場所とか仕方の問題あったっちゅうのはもうそれはぼくも自分で認めてることだけども、ただ、言おうと、やろうとしたこと、気分の問題として」(K38)
- 「④だから、ぼくは、さっきも、最初から言ってるように、気持ちとして、表現の仕方はあったけれども、」(K48)
- 「⑤・・・だからね、お宅にそういう気持ちでもって接しては、ぼくはいなかったと思ってるの。ただ、表現の仕方」(K51)

- ・ 「冗談でないよ、そういうふうに、お宅が捉えるなら、もう、しょうがないけれど、ぼくはそういうつもりで接したんでないということだけは確かだ、もし、そうだったら、もっと前の時間だっていろいろあつただろうし、ぼくはそういうつもりは一切なかった。⑥ただそれの表現の仕方として、チェックアウトの前にちょっとお宅にたいして、表現の仕方が悪かったのは認めるけど、ただねー、さきほどからいうように、」(K59)
- ・ 「⑦確かに行動の一、最後の表現の仕方は、少し、軽率などこあったけれども、気持ちとしては最初っからそういうふうな形でやってきてる。」(K68)

(2) 発話がやや長い。

(2) の根拠について

先に提示した発話文を一読すれば明らかである。

二、当該行為を指示する語を含むHの発話文の分析

——分析2—2

分析2—2として、Hについても同様に、当該行為を指示する語を含む発話文を時系列に抜粋する。

〈当該行為を指示する語を含むHの発話文〉(発話順)

H43—ポスターのことは、Fさんとかに言いましたけども、⑨横浜のホテルでどういうことがあったかなんて、そういうこと、誰にも言えるわけないでしょう。

H47—仮ですね、奥さんが外で仕事を持つて出張だから、横浜とかそういうところにいかなきゃいけないからと言って、奥さんを駅まで見送りに行って、その、⑩出張先のホテルで奥さんが上司にそういうことをされたって知ったら、K先生は、だんなさんとしてどういう気持ちですか。

H49—⑪自分の妻の体に指一本でも触れられたら、逆上するのが夫じゃないですか。

H50—あたりまえのことをあたりまえとして、わかっていただける人でなければ、そういう上司のもとでなければ働けないでしょう。

⑫女性として魅力的であれば、何をしてもいいとか、体に触っていいとか、そういう考え方を持ってるような上司のところでどうやって働けるんですか。

H54—⑬あれはもう計画的だったんじゃないですか。

H58—あそこにいる間中、私は何のためにここに連れてきた、連れっこられたのかって、思ってました。⑭そして、最後にあれですか。最初からもう、私の体が目的だったんでしょう。

H59—非常識じゃないですか。女性の泊まっている部屋に入ってくるなんて。私はね、赤の他人だったら絶対入れませんよ、部屋に。でも、K先生だったから、自分の上司だったから、入らないでくださいとか、だめとか、そういうことは言えないでしょう。立場上。⑮で、まさか、変なことをされるなんて、そんなことを考えること自体K先生に対する侮辱でしょう。だから部屋に入れたんです。

H61—⑯セックスする、されるだろうとか、そういうことを期待して入れたわけでもないし、何か大事な話があったのかぐらいで部屋に通しました。

H70—⑰あなたのやってることはねーあーの、水商売の女性だったら、日常茶飯事かもしれないけども、かたぎで生活している女性に
とっては、非常にショックですよ。

H71—⑱私は従軍慰安婦ですか。

H74—そうでなかつたということは、⑲最後までいかなかつたということですね。

〈当該行為を指示する語を含むHの発話文の特徴〉

以上のように、当該行為を指示する語を含む発話文を、Hについて

時系列に抜粋してみると、明白な傾向が顕在化していくことが分かる。なお、Hの発話内容の検討は分析1で詳しく行い、ここでの抜粋はそれが確認できるにとどまるので、以下では発話形式の特徴についてのみ指摘する。

- (1) Hが当該行為について述べる際には、殆どの場合、Kへの質問の形式をとっており、そうでない場合も、何らかの抗議や訴え等、Kに「問い合わせる」形式の発話である。

(1) の根拠について

以下の抜粋における語尾の傍点部（筆者による）を参照すれば明らかである

- 「ポスターのことは、Fさんとかに言いましたけども、⑨横浜のホテルでどういうことがあったかなんて、そういうこと、誰にも言えるわけないでしょう。」(H43)
- 「一仮ですね、奥さんが外で仕事を持つて出張だから、横浜とかそういうところにいかなきゃいけないからと言って、奥さんを駅まで見送りに行って、その、⑩出張先のホテルで奥さんが上司にそういうことをされたって知ったら、K先生は、だんなさんとしてどういう気持ちですか。」(H47)
- 「—⑪自分の妻の体に指一本でも触れられたら、逆上するのが夫じゃないですか。」(H49)
- 「—あたりまえのことをあたりまえとして、わかっていていただける人でなければ、そういう上司のもとでなければ働けないでしょう。⑫女性として魅力的であれば、何をしてもいいとか、体に触っていいとか、そういう考え方を持ってるような上司のところでどうやって働くんですか。」(H50)
- 「—⑬あれはもう計画的だったんじゃないですか。」(H54)
- 「あそこにいる間中、私は何のためにここに連れてきた、連れてこられたのかって、思ってました。⑭そして、最後に

あれですか。最初からもう、私の体が目的だったんでしょう。」(H58)

- ・「—非常識じゃないですか。女性の泊まっている部屋に入ってくるなんて。私はね、赤の他人だったら絶対入れませんよ、部屋に。でも、K先生だったから、自分の上司だから、入らないでくださいとか、ダメとか、そういうことは言えないでしょう。立場上。^⑯で、まさか、変なことをされるなんて、そんなことを考えること自体K先生に対する侮辱でしょう。だから部屋に入れたんです。」(H59)
- ・「—^⑯私は従軍慰安婦ですか。」(H71)
- ・「—そうでなかったということは、^⑰最後までいかなかつたということですね。」(H74)

(2) 発話が比較的短い

(2) の根拠について

Kと比較しつつ先に提示した発話文を一読すれば明らかである。

三、分析2-1・分析2-2の小括

以下に分析2-1・分析2-2の結果をまとめます。

〈当該行為を指示する語を含むKの発話文の特徴〉

(1) Kが当該行為について述べる際には、殆どの場合、行為そのものについての言及ではなく、「動機」や「解釈」の問題として述べられている。

(2) 発話がやや長い。

〈当該行為を指示する語を含むHの発話文の特徴〉

(1) Hが当該行為について述べる際には、殆どの場合、Kへの質問の形式をとっており、そうでない場合も、何らかの抗議や訴えを含む発話等、Kに「問い合わせる」形式の発話行為である。

(2) 発話が比較的短い。

つづく分析3においては、これらの結果を念頭に置きつつ、当該行為を指示する発話を巡ってどのようなやりとりがなされているかを分析する。

第三 当該行為を指示する発話は相手にどのように捉えられているのか

——分析3

分析3においては、これまでの分析で採り上げた発話が相手にどのように捉えられているのかという点に着目し、会話の構造分析を行う。同時に、本件における両者の主張に照らしてみた場合に、発話のやりとりにどのような不合理・不自然な点が顕在化してくるかに注意を払い、分析をすすめることにする。

まずは、分析3-1として、Kの発話がどのようにHに捉えられているかについて、時系列順に分析する。

一、当該行為を指示するKの発話はHにどのように捉えられているのか

——分析3-1

本節においては、当該行為を指示するKの発話内容を検討しつつ、それがHにどのように捉えられているのかについて、順に抜粋し分析を行う。

●Kの発話①、②について

H33—女性としてどんなに傷付いているか、おわかり、ではないでしょうね。

K34—いや、それはだからーあのー、考え方もあると思うけどー、ぼくも、あそこで、後でも言ったけれどもー、とにかくビジネスの話ばっかりずっとしてきたしー、ただーお宅にたいしてはー、仕事ーの面はもちろんよくやってくれるしー、いままでも、がんばってくれてるからー非常に感謝してるし、してたからー、ただー、まあ、あのーあるところから話聞いて、お宅がいろん

な悩んでるのを聞いたから、いずれ、ええ、ゆっくり話していけば、こっちが考えてることがわかってもらえるだろうと思って、その話は二晩かけてやってー、非常に理解してもらえたってちゅうんで、ぼくも非常にうれしかったし、ただ、あのー表現の仕方として、ビジネスだけでー、あんたに対して、仕事させてる、じゃなくてー、もっと人間的にも、いわゆるー、期待してるし、それを、まあ、表わしたかったのが、横浜で、ちょっとー、うーん、①表現の仕方は違っていたかもしけんけども、気持ちとしてはうーんと、端的に言えば親愛の情でそれを示したかったっちゅうことだけれどー、ただ、お宅のほうの取り方は、その辺に対しているいろいろあると思うんだ、だからー、あのーそれはどういうふうに捉えられたかはしょうがないにしても、こっちの気持ちはそういうつもりで接したつもりだけれど、ただ、それをどう捉えるかはお宅のほうが、感じ方で、こっちも、十分理解はできないけれどー、ある程度はわかる。だからー、あんー、こっちも、そうではないって言い切らないで、一応お宅からいろいろまた、その不安な状態だからー、んーと、辞めたいちゅうのとー、職探してくれっちゅうので、一応その話は受けてー、やっていこうと思ってたし、いまも、現にあっちこっち何か所か探してみてー、現在進行中ではあるけどね。だからー、こっちの気持ちとしては、最初から終わりまでそういうつもりではいるんだけれどー、捉え方は、まあ、女性の側から見れば、もっと違った捉え方、したんだろうなあ、ちゅうんで、そこは、ぼくも十分には理解はできないけれど、ただもうそれについてはー、お宅と話をしてー理解してくれとか言ってももう水掛け論なっちゃうからー、それはもうやってもしょうがないんじゃないかな、と思ってんだ。ただ、問題はいろいろあるけれどー、いっしょに仕事やっていくときの一、お、ビジネスとしての仕事ちゅうのか、それはもうぼくがあんたを使う立場だし、その使い方はいろいろ異論はあるかもしれないけれど

もー、あー、仕事やっていかにゃいけないからー、話はしなきゃいけないとあってたんだ。前その話ちょっとやりかかったけどもー、全然違う話、が出てきて、論文の話とか何とか出てきてなんだろうちゅうことでー、全然話ができないまま一応終わつてると。だから、二つ問題があるからー、何かの形で話して、あのー、＊にしろ、どうやって一緒にやっていくのか、やれなーならやれないのでどうするかとか、そういう話をしなければ、ただー、あっち向いて、こっちもこっち向いて、ただ、面と向かわなければー、話は何にも進まないな、っていう感じはしてゐる。その、微妙な感じ云々ていうのはもちろんあると思うけれどー、それも含めて二つ問題あるから、話はしなければ、何とも、しようがないんじゃないかなと思ってるの。

H34—・・・・私のほうとしては、K、ああ、私が、一番傷ついていることに対して、もっと、誠意をもって謝ってほしい、ということなんです。

K35—あや、うん、謝るっていう言い方もあるけれど、気持ちの表わし方としては、だからねー、あのー、さっきも言ったように、そういうレベルの話、じゃないんじゃないかなとぼくは思うの。
捉え方の問題あるけどさあ。

H35—どうし、どうしてですか。

K36—うーん。や、ただー、あの。

H36—場所が場所じゃないですか。ホテルの個室でしょ。

K37—あのねー。

H37—親愛の情を表わす、ことが何もね、後ろめたいことでなればー、Jさんの前とか、大衆の面前でできることじゃないですか。

K38—だからその②表現の仕方についてはぼくもだから問題があつたってんだよ。あんたにも言ったと思うんだけれどー。ただねー、その問題についてはいま当人同士でやってもー、もう話、埒あかないから、それについてはまた別の形で話ー、もっていかなきゃしようがないと思うんだよね。

H38—当人同士では話ができないっていうことは、間に誰かを入れるとか、そういうことですか。

▲Kの①の発話はHにどのように捉えられているのか

Hは37の発話において、Kの34の発話にある①「親愛の情をあらわすこと」を引用し、「親愛の情を表わす、ことが何もね、後ろめたいことでなければー、Jさんの前とか、大衆の面前でできることじゃないですか。」と述べている。

この発話についてはさしあたって二通りの解釈が考えられる。ひとつは、Kが本件で主張している「肩に手を掛けただけの行為」を両者が実際に経験しており、Hは、それが行われた場所が「ホテルの個室」であったことに対して抗議している、とする解釈である。いまひとつは、Hが本件で主張している「強制猥褻行為」を両者が実際に経験しており、その行為について謝罪しようとせずまたその行為自体に直接触れようとせずに「親愛の情」という動機に還元しようとするKに対して、HがKの発話自体を否定するために、それを引用して反論と抗議を行っている、とする解釈である。

これら二つの解釈のうちどちらが正しいかをこの抜粋のみで判断することはできないが、先の分析1の結果に鑑みると、Hは「強制猥褻行為」を念頭において会話を行っていたことが強く示唆されるから、ここでは前者よりもむしろ後者の解釈が妥当であると判断すべきであろう。但しこの判断は確定的なものではないことは付言しておかねばならない。この判断がいかほどの妥当性を持つかは以後の分析と併せて考慮する。

▲Kの②の発話はHにどのように捉えられているのか

Kは38の発話において②「表現の仕方」と当該行為について言及し「問題があった」ことをいったん認めるものの、それがどのように問題があるかに触れることなく、直後に「その問題についてはいま当人同士でやってもー、もう話、埒あかない」と述べ、Hの返答を待つ

までもなく自らそれについて触れることを避けようとしている。

ここで問題になるのは、Kはなぜその話題を避けなくてはならなかつたのか、という点であり、さらにその理由を明示的に示していないことである。この発話以前に溯って電話反訳を参照してみても、Hは、自分の心理的な状況を訴えそれについてKが理解しているか否かを問うているだけであり、行為の態様について紛糾した議論が両者間で行われているわけではない。ここから推察するにつけでもKが当該行為について触れることをなぜ回避しようとしているかについては合理的な説明が得られない。

● Kの発話③について

K41—解決の仕方として、いまんところお宅がここでいっしょにやれない*ら、どこかいいとこ探すってのが、ぼくの最大限の誠意っていうか、そういう、口止めとかなんとかじゃなくてーそういう形でしか解決できないでしょう。それ以外に何が形、たとえばお金を払えとか、裁判にかけてー、そのー、何らかの形しろというんなら、またそれもせざるをえないけどー、ただねー、そういう形で望むんなら、も、それも、しょうがないと思ってはいるんだー。ただ、いまぼくはできることは、いま当座ここで仕事をするにあたって、最小限度お互いの関係の中で仕事ができるようにすること、と、あと、お宅が精神的不安であれば、もっと、仕事がきっちりできるようなところに場所を移すっていうのも一つの手だし、それをあの探してくれって言われたから、こっちもー、なーいとは思うけれども、とにかくあっちこっち当たってみてみると。それは、ぼくができるいまの時点でのなにもことを起こさないでできる最大限のことだろうと思うの。・・・・・えー、言葉だけで謝っただけですむことでもないでしょうし。だから、こっち側が気持ちとして、③表現のする場所とか仕方の問題あったっちゅうのはもうそれはぼくも自分で認めてることだけども、ただ、言おうと、やろうとした

こと、気分の問題として、あのー、表現しようとしたものは、もう最初から言っているように、最初に言ったような内容なんでー、だから、それをさらに問題があるとして、捉えていくんだったら、それはもう、出るところ出るしかないし、で、実際に、あのー、もうすでにお宅がどういう話を、まあ、出したか知らないけども、も、すでにー、えーいろんな形で流れてくると。で、それが、あの、こっち側が確かにやった行為がそういうものであってもただー、こっちの気持ちとしてはどんな形でやったかってのははっきり最初からもう言ってんだけれども、出て流れてくる話中にかなりの尾鱗がついて流れてくるともう、こっちもそれーではないっていうふうなことをお宅と言い合ったってしょうがないってな感じするんですよ。現にもう出てきてるから。そうすると、どこかに第三者立ててやるしかない、し、それでどうなるちゅうもんでもないけれどもー、とにかく、出るもんが出てくるんだったら、こっちも、出るところ出ざるをえないし、だから、いまんところ、そういう噂が届くからー、まあ、かなり、ちょっとショックなんだけども、変なこう尾鱗がついちゃって一出てきてる

H41—そういう話ができるはずないじゃないですか。

K42—出てきてるん

H42—ポスターのことはしゃべりました。

K43—えっ。

H43—ポスターのことは、Fさんとかに言いましたけども、(⑨) 横浜のホテルでどういうことがあったかなんて、そういうこと、誰にも言えるわけないでしょう。

K44—でも、伝わってきてるんだ。

▲K の③の発話は H にどのように捉えられているのか

ここでは、H は K の③に直接に呼応する応答はしていない。しかし、H は 43 の発話において「横浜のホテルでどういうことがあった

かなんてなんてそういうこと、誰にも言えるわけないでしょ」（この部分は H の発話⑨にあたる）と言及している。

本会話が当事者同士の会話であることに鑑みると、この「どういうことがあったかなんて、そういうこと、誰にも言えるわけないでしょ」という言及は次のように考えることができる。まず、「誰にも言えるわけない」という表現から、当該行為が「肩に手を掛けただけの行為」ではなく「強制猥褻行為」であったということを強く示唆していると考えることができる。また、表現形態としては、「どういうことがあったかなんて」という当事者性を強調した表現と「誰にも言えるわけないでしょ」という強い問い合わせは、抽象的な表現で当該行為を表現しようとする K に向けてのある種の抗議であるとみることができる。

● K の発話④について

K48—④だから、ぼくは、さっきも、最初から言ってるように、気持ちとして、表現の仕方はあったけれども、

H48—表現の仕方と言いますけども、最初に横浜から帰ってきて、話しあったときに、私のことを人間的にも、あるいは女性としても非常に魅力的であったということを伝えたかったって、そう言いましたよね。そう言われて、もし、仮に、奥さん、の、職場の上司にそのような言い訳を聞かされて、K 先生は、だんなさんとしてご主人としてね、納得できますか。自分の妻が女性として魅力的だと言われたからといっていい気になって、あ、そうかよかったですと言えますか。

▲ K の④の発話は H にどのように捉えられているのか

この抜粋に至って、H は K に直接の反論をしている。その反論の内容は、当該行為よりもむしろ行為の動機に対して充てられているが、その原因は、直前の K の④の発話にあるとみることができる。すなわち、K は、「表現の仕方」と行為に触れつつもその直前に「気持ちと

して」と述べており、行為そのものの問題としてではなくそれを惹起した動機の問題へと変換しているのである。

また、HはKの発話を遮るようにして発話を開始しているが、これはKの「最初から言っているように」という表現からもわかるように、それまでにKが繰り返して述べてきた表現がここでも単純に反復されることに対する危惧としてなされたものであると判断できるので、会話の原理としては正当なものとみることができる。

●Kの発話⑤について

K51—⑤……だからね、お宅にそういう気持ちでもって接しては、ぼくはいなかったと思ってるの。ただ、表現の仕方
H51—最初から計画的だったんじゃないですか。

▲Kの⑤の発話はHにどのように捉えられているのか

この抜粋においても、HはKの発話の途中からの割り込みを行っている。ただし、先述したように、ここでもKは「表現の仕方」という曖昧な表現を反復して強調しようとしており、Hの割り込みはこれに対処しようとしたものであって、会話の原理としては正当な手段とみることができる。

また、Hの発話内容については、強制猥褻行為と直截に結びつくような「計画的」という語（この語は少なくとも『肩に手を置いただけの行為』とは結びつくものではない）を用いて割り込みを行っていることには留意すべきである。Hは割り込みを行うと同時に、自己の主張をも加えているとみることができる。

●Kの発話⑥について

K59—冗談でないよ、そういうふうに、お宅が捉えるなら、もう、しょ
うがないけれど、ぼくはそういうつもりで接したんでないとい
うことだけは確かだ、もし、そうだったら一、もっと前の時間
だっていろいろあっただろうし、ぼくはそういうつもりは一切

なかった。⑥ただその表現の仕方として、チェックアウトの前にちょっとお宅にたいして、表現の仕方が悪かったのは認めるけど、ただねー、さきほどからいうように、

H59—非常識じゃないですか。女性の泊まっている部屋に入ってくるなんて。私はね、赤の他人だったら絶対入れませんよ、部屋に。でも、K先生だったから、自分の上司だったから、入らないでくださいとか、ダメとか、そういうことは言えないでしょう。立場上。(15)で、まさか、変なことをされるなんて、そんなことを考えること自体K先生に対する侮辱でしょう。だから部屋に入れたんです。

▲ Kの⑥の発話はHにどのように捉えられているのか

この抜粋においても、先程と同じことを指摘することができる。すなわち、HはKの発話の途中からの割り込みを行っているが、ここでもKは「表現の仕方」という曖昧な表現の反復と、それに付随する動機の主張の反復を行っており、Hの割り込みはこれに対処しようとしたものであって、会話の原理としては正当なものと見ることができると。

なお、Hは「まさか、変なことをされるなんて」(Hの(15)の発話に相当する箇所)と、ここでも強制猥褻行為と直截に結びつく語を用い自らの主張を付加したうえで、Kの発話に対して反論を行っている点には留意すべきである。

● Kの発話⑦について

K68—あんたと話をしなきゃいけないことがあったでしょう。だから、それをとにかく、きっと悩んできてんだから、あんたが。だから、いつ話するかって、会場だって、ま、できただろうけど、いろいろ忙しいから、そして、もっとゆっくり話さなきゃいけない問題だったわけでしょう。だから、僕は、も、確かにいろいろ遅いし、疲れてはいるけれど、ぼくだって同じだ。ただ、

とにかくこっちでずっと二年やってる間にいろいろ、おたく＊悩むことがあるから、ぼくは話をして、で、もっといい形で仕事ができるようにちゅうことで、確かに、場所はもう、話するとこ、なかったから、あーいうとこでやったけれど、ただね、お宅がいうように計画的だの、そういうことを目的にしてはいなかった。いないから何も起こらなかった。ただ、チェックアウトの時に、それだけで何となく十分意思が伝わっている気持ちもしなかったし、気持ちを伝えたかったちゅうのが、⑦確かに行動の一、最後の表現の仕方は、少し、軽率なとこあったけれども、気持ちとしては最初っからそういうふうな形でやってきてる。だから、お宅がいうふうな計画的に何かして一、それ、狙ってた、そういうことは一切ない。それだけは断言しとく。そういうふうに考えてしまえば、どんどん、どんどん、いろんなことをそういうふうに持っていくけれども、ただ実際の、形として、ぼくはそういう気持ち持ってなかったから、だから、どんな形にしても、

H68—持てなかつたとか、そういうのは後になれば、いくらでも言えることでしょう。

▲Kの⑦の発話はHにどのように捉えられているのか

この抜粋においても、行為を動機の問題としてとらえ、それをあくまでも繰り返すKに対して、Hが反論しようとする構造は同じであるといえる。

発話⑦をその前後を含めて抜粋してみると、Kの「行為の問題から動機の問題への変換」という特質を明確にみてとることができる。

…「ただ、チェックアウトの時に、それだけで何となく十分意思が伝わっている気持ちもしなかったし、気持ちを伝えたかったちゅうのが、⑦確かに行動の一、最後の表現の仕方は、少し、軽率なとこあったけれども、気持ちとしては最初っからそういうふうな形でやってきてる。」…

ここでは、まず⑦の発話の前後に「気持ち」という言及があり、特に後者においては明確に「気持ち『として』は」と述べ、行為を動機の問題として捉えようとしているさまが見受けられる。また、発話⑦自体においても、「行動の」と、一旦は行為の内容に触れたようにみえながらも、直後に「一、」と、言いよどみが生じるとともに、「表現の仕方は、」とこれまでに反復されてきた抽象的表現へと言い換えが行われているのである。

● K の発話⑧について

K78—うん、ともかくこの問題もう、お宅と話してもどうもならないから、ただね、今日休まれるのはいいんだけど、後のこと、とにかく仕事をやっていくにしろ、お宅がどこかで、精神的安定の形、仕事できるについては、ぼくはいままでもやって、あちこちあたってきてるから、それについてはいずれ話はしたいと思う、あなたとね、そうしない限り、⑧この問題の発端は僕の方にあるんだから、ただ、それをどう解釈するかは、また、さっき言ったように第三者立てて何かするにしても、ただ、この発端に、＊＊＊＊お宅が仕事できないような状態の陥ったのは、ぼくにも責任あるから、それについて、何とか、いい形になるような、あー、仕事の仕方あるいは場所とかゆうのについては、いずれ、お宅と話、いろいろ、ま、あたった結果もあるから、話はしなきゃいけないなとは思ってるの。それはいずれ、あのお宅こっち来たときに話はしたいと思ってるの。ふーん。だ、今日休まれるのはいいけども、明日、あさってと、もし、来られるんだったら、そっちのほう先話、したほうがいいんじゃないかな、と思うの。ふーん。

H78—そうですか。・・・・わかりました。じゃあ、明日かあさって、行けるんであれば行きますので。

▲Kの⑧の発話はHにどのように捉えられているのか

Kは⑧の発話においても行為の具体的な態様には触れずに「問題の発端」という極めて抽象的な言い回しを用いており、また、「ただ、それをどう解釈するかは」と、あくまでも解釈についての問題として捉えようとしている。

さて、この抜粋においてHはKの発話に「そうですか。」と相槌を打ち、暫くの沈黙の後、「わかりました」という発話をしている。留意すべきはこの「わかりました」という発話は「話の内容を理解した」という意味ではなく、Kのこの問題に対する姿勢を理解したものであるとるべきである。それはこの抜粋の一つ前のHの77の発話を参照してみれば明らかである。Hは「分かりました。もう、今日はこれ以上話しても、無駄だと思います。**、考え方させてください」と述べているのである。このことはこれまで再三指摘したように、Kが同じ内容の発話を繰り返すことに終始していた事実に対してなされたものであるとみることができる。

二、分析3—1の小括

分析3—1においては、当該行為に対するKの発話内容を検討しつつ、それがHにどのように受け止められているかについて分析を行った。結果として、以下に挙げるような客観的特徴が明らかになった。

まず、Kの当該行為に関する発話は「表現の仕方」という抽象的なものにとどまっているうえ、Kはその理由を明示することなく「行為の問題から動機の問題への変換」を行っているといえる。これらは一時的なものでなく、会話を通して反復・持続している特徴である。これに対して、Hは、当初はそれに反論しようと試みるが、それが聞き届けられず何度も同様の主張がKから繰り返されるにあたって、本電話会話の中盤から後半部にかけてはKの単純な反復が再発する途中に割り込みをしつつ自己の主張を加えるが、終盤においては、その効果もないとして会話を終了しているのである。

三、当該行為を指示する H の発話は K にどのように捉えられているのか

——分析 3—2

本節においては、当該行為を指示する H の発話内容を検討しつつ、それが K にどのように捉えられているのかについて分析を行う。

分析 1において検討したように、H の発話は、第三者からみてもかなり明確に「強制猥褻行為」を表現しているとみることができる。こうした H の発話に対して、K はどのように対応しているのであろうか。前節と同様、順に検討していくことにする。

● H の発話⑨について

K41—(前略) だから、いまんところ、そういう噂が届くから一、まあ、かなり、ちょっとショックなんだけども、変なこう尾鱗がついちゃって一出てきてる

H41—そういう話ができるはずないじゃないですか。

K42—出てきてるん

H42—ポスターのことはしゃべりました。

K43—えっ。

H43—ポスターのことは、F さんとかに言いましたけども、⑨横浜のホテルでどういうことがあったかなんて、そういうこと、誰にも言えるわけないでしょう。

K44—でも、伝わってきてるんだ。

▲ H の⑨の発話は K にどのように捉えられているのか

H43 の発話については、前節においても触れた。その部分をまず引用する。

——本会話が当事者同士の会話であることに鑑みると、この「どういうことがあったかなんて、そういうこと、誰にも言えるわけないでしょう」という言及は次のように考えることができる。まず、「誰にも言えるわけない」という表現から、当該行為が「肩に手を掛けただけの行為」ではなく「強制猥褻行為」であったということ

を強く示唆していると考えることができる。また、表現形態としては、「どういうことがあったかなんて」という当事者性を強調した表現と「誰にも言えるわけないでしょう」という強い問い合わせは、抽象的な表現で当該行為を表現しようとするKに向けてのある種の抗議であるとみることができる。――

さて、こうしたHの発話を受けて、Kは、「でも、伝わってきていいんだ」と応答している。これは、Hの発話の後半部分すなわち「誰にも言えるわけないでしょう」という部分についてのみの応答としてみることができる。すなわち、Hのもうひとつの主張である、「誰にも言えるわけのないような、横浜であったできごと」が実際にあったことについては、一切コメントをしていないのである。いうまでもなく、Kが本件で主張するような「肩に手を掛けただけの行為」が実際にあったとすれば、それはどのように解釈したとしても「誰にも言えるわけない」ようなものではなく、本来ならばKはここで行為にかかる事実に触れて「わたしは肩に手を掛けただけなのに、なんでそんなことを言うのだ」と反論をすべきである。しかし、何ら合理的な理由なく、Kはそれを行っていないのである。

●Hの発話⑩について

H47—仮にですね、奥さんが外で仕事を持つて出張だから、横浜とかそういうところにいかなきゃいけないからと言って、奥さんを駅まで見送りに行って、その、⑩出張先のホテルで奥さんが上司にそういうことをされたって知ったら、K先生は、だんなさんとしてどういう気持ちですか。

K48—だから、ぼくは、さっきも、最初から言ってるように、(④) 気持ちとして、表現の仕方はあったけれども

▲Hの⑩の発話はKにどのように捉えられているのか

先のHの⑨の発話からこの⑩の発話までの間にKは当該行為について触れてはいない為、ここでHが用いている指示語「そういうこ

と」とは、⑨の発話、すなわち「誰にも言えるわけのないような、横浜であったできごと」を引き継いで指示していると考えができる。よって先程と同様、Kが想定する「肩に手を掛けただけの行為」があったとすれば、Kがその齟齬に一切言及していない点は、合理的に理解することが出来ない。

● H の発話⑪、⑫、⑬について

H49—⑪自分の妻の体に指一本でも触れられたら、逆上するのが夫じゃないですか。

K50—だからあー、その話は、もう、あんたとねー、いまやってもしょうがないからー。

H50—あたりまえのことをあたりまえとして、わかっていただける人でなければ、そういう上司のもとでなければ働けないでしょう。

⑫女性として魅力的であれば、何をしてもいいとか、体に触っていいとか、そういう考え方を持ってるような上司のところでどうやって働けるんですか。

K51—(⑤)・・・・だからね、お宅にそういう気持ちでもって接しては、ぼくはいなかったと思ってるの。ただ表現の仕方、

H51—最初から計画的だったんじゃないんですか。

K52—ん？

H52—計画的だったんじゃないんですか。

K53—私が？

H53—最初、JさんとK先生が二人だけで行くってことでしたよね。

その後、しばらくしてから、急遽私も行けるということになって、

K54—違いますよー。

H54—⑬あれはもう計画的だったんじゃないですか。

K55—違いますよ。だって、あんたと行くかどうかは、あのー、幕張の＊学会か、植物学会か、どっちにするかで、お宅が、横浜のほうに行きたいちゅうことで最初選んだんでしょ。

▲Hの⑪、⑫、⑬の発話はKにどのように捉えられているのか

Hの発話⑪においては、「指一本でも」という表現が用いられていることに留意すべきである。こうした表現はすべからく、その行為を成立させうる最低条件を示している。本件にあてはめて考えるならば、どちらが想定する行為であっても利用可能な表現ではあるが、文脈を考慮するならば、Hのこの発話は自らの主張する「強制猥褻行為」の行為の発端について言及していると考えることができる。しかし、Kはつづく発話50においてHの言及に対して取り合う態度を示しておらず、またその理由を明らかにしてもいない。それに対してHは50の発話において、自らの前言を継承・発展させるかたちで⑫「女性として魅力的であれば、何をしてもいいとか、体に触っていいとか」と、行為についてより明確な表現を用いて問い合わせている。この発話における「何をしてもいい」という表現は、Kの想定する「肩に手を掛けただけの行為」とは結び付けられるものではなく、「強制猥褻行為」を強く連想させるものであるといえるが、この発話を受けたKは、51の発話において「・・・だからね、お宅にそういう気持ちでもって接しては、ぼくはいなかったと思ってるの。ただ表現の仕方、」(Kの発話⑤に相当)と、それまでに反復して用いてきた表現(前節の①~④を参照)を繰り返すのみであった。

もし、Kが本件において主張するような「肩に手を掛けただけの行為」が実際にあったとすれば、Kは、Hのこうした言及に対し「なんでそんなことを言うの。僕は肩に手を掛けただけじゃないか。」と反論するのが当然であろう。しかし、Kはそれを行っていない。

また、Hの発話⑬「あれはもう計画的だったんじゃないですか。」についても、Hの「あれ」という発話はそれまでの彼女の発話から「強制猥褻行為」としてみることは明らかであるにもかかわらず、Kは、行為そのものについてコメントすることではなく、行為の「計画性」についてのみ「違いますよ。」と言及している(K54)。ここにおいても、少なくともKが本件において主張する「肩に手を掛けただけの行為」

は「計画的」という語彙を導くことはありえないから、ここでKは〈行為の計画性〉について反駁するべきではなく、〈計画性と結び付けられた行為〉そのものに対してまず訂正を申し出るべきなのである。

● H の発話⑯について

H58—あそこにいる間中、私は何のためにここに連れてきた、連れてこられたのかって、思ってました。⑯そして、最後にあれですか。最初からもう、私の体が目的だったんでしょう。

K59—冗談でないよ、そういうふうに、お宅が捉えるなら、もう、しょうがないけれど、ぼくはそういうつもりで接したんでないということだけは確かだ、もし、そうだったら一、もっと前の時間だっていろいろあったんだろうし、ぼくはそういうつもりは一切なかった。(⑥) ただそれの表現の仕方として、チェックアウトの前にちょっとお宅に対して、表現の仕方が悪かったのは認めること、ただねーさきほどからいうように、

▲ H の⑯の発話は K にどのように捉えられているのか

H の⑯における質問は、意図に関する質問であり、それに応答するKは意図について反駁しており、この限りでは一見特に問題のない対話のように見える。しかし、この会話において、Kの想定する行為が「肩に手を掛けただけの行為」であるならば、Kの応答には問題が残る。その理由について以下に説明する。

Hは、意図には言及しているものの、それは行為を明確な形で説明しているといえる。すなわち、Kが引き受けるべき発話とは、単に「体が目的」という動機の部分のみではなく、「体が目的である『あれ』(行為)」をも含みこんだ部分なのである。「体が目的」である行為と、Kが想定するような「肩に手を掛けただけの行為」とはいかなる動機の次元においても接点はないのであるから、ここではKは単に動機について反論すべきではなく、Hの想定する行為そのものについて問題にし、問い合わせすべきであり、その後に初めて動機についての議論を始

めるべきなのである。具体的にいうならば、Kはまず、「僕は君の肩に手を掛けただけなんだよ。」とHに確認し、それについて合意が得られたのちに初めて発話59のように「冗談でないよ、そういうふうにお宅が捕らえるなら、もう、しょうがないけれど、～」と述べるべきなのである。

互いの想定する行為が相異なるものである状態のままに、動機について議論することほど、不毛で不条理なことはない。しかし、なぜかそれをKは行っているのである。

●Hの発話⑯、⑰について

H59—非常識じゃないですか。女性の泊まっている部屋に入ってくるなんて。私はね、赤の他人だったら絶対入れませんよ、部屋に。でも、K先生だったから、自分の上司だったから、入らないでくださいとか、だめとか、そういうことは言えないでしょう。立場上。⑯で、まさか、変なことをされるなんて、そんなことを考えること自体K先生に対する侮辱でしょう。だから部屋に入れたんです。

K60—ん。

H61—⑯セックスする、されるだろうとか、そういうことを期待して入れたわけでもないし、何か大事な話があったのかぐらいで部屋に通しました。

K61—うん。・・・・ただねー、お宅がどういう風に解釈するか知らないけど、いま言ったようなことを一、狙ってぼくは入ったわけでもないし、最初から計画したわけでもない、ただ、表し方として、表現の仕方は悪かったことは認めるけど、お宅がいま推測してるようなことを最初から考えて、計画してたわけではないから、それは。

H61—じゃあ、衝動的にですか。

K62—うーん

▲ H の⑯、⑰の発話は K にどのように捉えられているのか

H の⑯の発話に対して、K は「ん。」と言葉を詰ませたのみであり、続けて H は⑰の発話を開始している。従って、K の 61 の発話は、H の⑯と⑰の発話を共に受けるものである。

さて H の⑯の発話「まさか、変なことをされる」については、それ自体では、「強制猥褻行為」であるともとれるし、また「肩に手を掛けた行為」をやや誇張して表現したものであるともとれる。しかし、本人が続けて発話する⑰「セックスする、される」と併せて考えると、明らかに「強制猥褻行為」であることを表現しようとしたものであるということができる。

なお、発話⑯の「まさか、変なことされるなんて」は、続いて述べられる「考えること」の内容であり、発話⑰の「セックスする、される」は、続いて述べられる「期待して入れた」ことの内容であるが、これらは単に仮定的に思い付いて用いられたものではなく、当時の自らの思考の態様を想起しているという枠組みにおいて用いられている部分であるから、H 自身は、実際の何らかの体験（行為）を背後に想定して用いたものであるということができる。その行為とは先に述べたように「強制猥褻行為」である。

こうした表現をうけて、K は、発話 61 において、まず「どういうふうに解釈するか知らないけれど」と発話する。ここで生じる疑問は、H の発話は、K の想定する「肩に手を掛けただけの行為」の〈解釈〉の範囲に留まっているか否か、である。K の想定する「肩に手を掛けただけの行為」は、どのように解釈したとしても、「セックスする、される」という発話を導くことはないと考えられるから、H の発話は K の想定する行為の「解釈」の範疇を超えているということができる。よって、当然ながら K は、両者が議論しようとする前提となる行為の齟齬について何らかの異議を申し立てるべき立場にある。にもかかわらず K は、それを行わないばかりか、行為が共有されていることを前提にしなければ議論できないはずの、動機や解釈について言及しているのである。

Kが想定するような「肩に手を掛けただけの行為」が実際にあったのであれば、当然、Kは、ここで「僕は君の肩に手を掛けただけなんだよ。どうしてそれが『変なこと』なの？」と、そしてさらに「僕は君の肩に手を掛けただけなんだよ。なぜそれが『セックス』なんてことばと結びつくんだい？」とHに向かって問い合わせるべきなのである。

●Hの発話⑯、⑰について

H70—⑯あなたのやっていることはねーあーの、水商売の女性だったら、日常茶飯事かもしれないけども、かたぎで生活している女性にとっては、非常にショックですよ。

K71—ふー。

H71--⑰私は従軍慰安婦ですか。

K72—そういうふうにだから捉えて

H72—捉え、ざるを得ないでしょう。先生のために今まで一生懸命仕事をてきて、その成果をJさんの成果にされて、それでも我慢してました。私の仕事がJさんの仕事になって、それでK先生が、K先生にとっていいことだったらそれでいいと思ったんです、ずっと、このままね、K先生やJさんのために仕事をしていて、いってもいいと思いました、あの時。

K73—んー。

H73—でも、その後あれですよ。・・・・

K74—ただね、ともかく、あの、計画的だの、そういう気持ちを持つて最初からしてたとか、そういうふうに考えてしまえば一、確かにそういうふうにね、考えられると思う。でも、ぼくは、最初っからそういうふうな気持ち一切なかったんだからー。それをいまお宅とねー、ディスカッションして話したって、何にももう水掛け論なっちゃうでしょう。(後略)

▲Hの⑯、⑰の発話はKにどのように捉えられているのか

ここでも⑮、⑯の抜粋と全く同じ点を指摘することができる。すな

わち、⑯の発話それ自体は、「強制猥褻行為」であるともとれるし、また「肩に手を掛けた行為」をやや誇張して表現したものであるともとれるが、本人が続けて発話する⑰「私は従軍慰安婦ですか。」という直截的に強制猥褻行為と結び付けられるような表現と併せて考えると、Hのここでの発話は「強制猥褻行為」であることを表現しようとしたものであるということができる、また、そのことは会話相手であるKにも充分理解できることであるといえる。

これらの発話を受けて、Kはここでも「そういうふうにだから『捉えて』」と、あくまでも「解釈」の問題として処理しようとしており、続く発話74においても、議論の前提となるはずの行為の齟齬を差し置いてその「動機」についての問題に言及している。Kは行為の問題に対して何ら反駁・訂正はおろか言及することすらせぬ、「解釈」や「動機」についての議論を反復・続行しようとしているのである。

● Hの発話⑯について

K74—(前略) まだ、あー、話の仕方もあるけれどもー、尾鰭も大分ついて出てくるとーそうでなかったということが、も、いくら言つたっても、どうしようもなくなってくるから

H74—そうでなかったということは、⑯最後までいかなかつたということですね。

K75—違うよ

H75—そうでしょう。だからもう、最後までいかなかつたんだから、K先生としては、どういう言い訳だってできるわけですよね。

K76—ふー。

H76—わかりました。

K77—ふー。

H77—わかりました。もう、今日、今日はこれ以上話しても、無駄だと思います。＊＊、考え方させてください。

K78—うん、ともかくこの問題もう、お宅と話してもどうもならないから、ただね、今日休まれるのはいいんだけど、後のことで、

とにかく仕事をやっていくにしろ、お宅がどこかで、精神的安定の形、仕事できるについては、ぼくはいままでもやって、あちこちあたってきてるから、それについてはいずれ話はしたいと思う、あなたとね、そうしない限り、この問題の発端は僕のほうにあるんだから、ただ、それをどう解釈するかは、また、さっき言ったように第三者立てて何かするにしても、ただ、この発端に、＊お宅が仕事ができないような状態の陥ったのは、ぼくにも責任あるから、それについてなんとか、いい形になるような、あー、仕事の仕方あるいは場所とかいうのについては、いずれ、お宅と話、いろいろ、ま、あたった結果もあるから、話はしなきゃいけないなとは思ってるの。それはいずれ、あのお宅こっち来たときに話はしたいと思ってるの。ふーん。だ、今日休まれるのはいいけども、明日、あさってと、もし、来られるんだったら、そっちのほう先話、したほうがいいんじゃないかな、と思うの。ふーん。

▲Hの⑯の発話はKにどのように捉えられているのか

Hは、発話⑯において「最後までいかなかつたということですね」と発話しているが、ここで用いられている「最後」という表現が性交を直接に示していることは一般的な常識に照らせば明らかであり、「最後までいかなかつたということ」とは、強制猥褻行為を示していることもまた明らかなことである。

この発話を受けてKは発話75において「違うよ」と一旦、否定をしているが、続く発話においてはそれを引き継ぐ議論を十分に展開することもなく、再び解釈の問題として発話を続けている。ここでKは、「なにがどのように『違う』のか」という問題を保留し、「違うよ」という発話の内実を示すことはないのである。この意味で、Kの「違う」という否定は、実質的な否定ではないといえる。さらにKは、発話78において、「この問題の発端は僕のほうにある」といいつつも、その行為自体に触れることなく、「ただ、それをどう解釈するかは、～」

と、またも「解釈」の問題として捉え直しているのである。

四、分析3—2の小括

分析3—2においては、当該行為に対するHの発話内容を検討しつつ、それがKにどのように受け止められているかについて分析を行った。結果として、以下に挙げるような傾向が一貫してみられることが明らかになった。

Kにとって、Hの発話は、明らかに本件においてKの想定する行為（肩に手を掛けただけの行為）とは異なる行為（強制猥褻行為）を前提としたものであると認識できるものであり、もしKの想定する行為が実際にあったならばKは当然ながら両者が議論しようとする前提となる行為の齟齬について何らかの異議を申し立てるべき立場にある。にもかかわらずKは、それを行わないばかりか、行為が共有されていることを前提にしなければ議論できないはずの、動機や解釈について議論しようとしている。さらに、Hの行為に関する言及が次第に明確なものになっているにもかかわらず、Kはそれに呼応せず、動機や解釈についての同じ言及を単純に反復しているのみである。

五、分析3—1と分析3—2の小括

分析3—1、分析3—2の結果から次のような傾向が明らかになった。

分析3—1においては、当該行為に対するKの発話内容を検討しつつ、それがHにどのように受け止められているかについて分析を行った。結果として、以下に挙げるような客観的特徴が明らかになった。

まず、Kの当該行為に関する発話は「表現の仕方」という抽象的なものにとどまっているうえ、Kはその理由を明示することなく「行為の問題から動機の問題への変換」を行っているといえる。これらは一時的なものでなく、会話を通して反復・持続している特徴である。これに対して、Hは、当初はそれに反論し、それが聞き届けられず何度も繰り返されるにあたって、本電話会話の中盤から後半部にかけては

Kの単純な反復が再発する途中に割り込みをしつつ自己の主張を加えるが、終盤においては、その効果もないとみて会話を終了している。

分析3-2においては、当該行為に対するHの発話内容を検討しつつ、それがKにどのように受け止められているかについて分析を行った。結果として、以下に挙げるような傾向が一貫してみられることが明らかになった。

Kにとって、Hの発話は、明らかに本件においてKの想定する行為（肩に手を掛けただけの行為）とは異なる行為（強制猥褻行為）を前提としたものであると認識できるものであり、もしKの想定する行為が実際にあったならばKは当然ながら両者が議論しようとする前提となる行為の齟齬について何らかの異議を申し立てるべき立場にある。にもかかわらずKは、それを行わないばかりか、行為が共有されていることを前提にしなければ議論できないはずの、動機や解釈について議論しようとしている。さらに、Hの行為に関する言及が次第に明確なものになっているにもかかわらず、Kはそれに呼応せず、動機や解釈についての同じ言及を単純に反復しているのみである。

分析3-1と分析3-2で分析対象として扱った発話は一部重複してはいるものの、Kの発話をHがどのように捉えているかを分析した分析3-1、Hの発話をKがどのように捉えているかを分析した分析3-2、のどちらからみても一貫した傾向が明らかになっており、その意味で妥当性の高い結果であるといえる。

第三部 考察

第一、第一審における判示についての考察

本節では、第一審の判示を引用し、これまでの分析結果をもとに、その妥当性を検討する。なお、各文章末の（ ）内は、その判断が拠って立つ分析番号を示している。

第一審は「原告が主張するような強制わいせつ行為があったならば、問題とはなり得ないはずの被告の行為の主観的意図、動機が、原告と被告間で議論されている」という判断を示しているが、これまでの分析に基づけばこの判示には問題があると言わざるを得ない。

第一に、判示は「議論」という表現を用いているが、分析3から判断するならば、本電話反訳で行われているのは「議論」ではない、ということができる。通常、「議論」という表現は、対話のうちに何らかの見解の齟齬が解消していくプロセス、もしくはその逆に、対話のうちに或る対立項が発見されそれが次第に顕在化していくプロセスを含むものについて用いられるが、本電話反訳においてはそうしたプロセスが一切みられず、常に話がかみ合っていない状態にある。その原因はKの行う、不合理な「行為の問題から動機（もしくは解釈）の問題への変換」、そして「曖昧な表現の反復」にある、ということができる。Kは「ぼく自身とお宅とやっても水掛け論になっちゃう」(Kの発話45)と述べているが、「水掛け論」にしているのは、実はK本人なのである。

また、別の言い方をするならば、主観的な問題が含まれる「議論」においては、主観的な問題が次第に客観化され解決していくプロセスが存在することが、本来あるべき「議論」の一側面であるといえようが、Kが行っているのは、むしろその逆である「行為の問題から動機（もしくは解釈）の問題への変換」、すなわち、客観的な問題が逆に主観化されていくプロセスであり、可知なものが不可知になっていくプロセス、として把握することができる。

なお、付言すれば、Kが議論の紛糾を客観的な方法で回避しようとする為に導入しようとする「第三者」(発話46)も「自分の気持ちを素直に理解してくれた一人しかいない」(同)のであり、ここにも、客観的な問題を主観的な問題に変換しようとするKの傾向が明確にみてとれる。

また、第一審の判示は、「『強制わいせつ行為があったならば、問題とはなり得ないはずの被告の行為の主観的意図、動機』が原告と被告

間で議論されている」と言及しているが、これも明らかに誤りである。なぜならば、これまでの分析から明らかなように、主観的意図と動機を「問題にしている」のは実質的に K のみであって、その『問題にしている』仕方」も一方的で不合理なものであり、会話の原理からみても正当な手段であるとはいえないからである（分析 3）。

第二、考察——実際にどのような行為があったのか

本節においては、これまでの分析結果を踏まえて、実際に起きた行為が、K が本件において主張する「肩に手を掛けただけの行為」であるといえるか、もしくは、H が本件において主張する「強制猥褻行為」であるといえるかについて、若干の補足的分析を加えつつ、検討する。

さて、本件において、K・H の両者がひとつの行為を共有したのは間違いないのであるから、それが（1）「肩に手を掛けただけの行為」であると考えたとき、（2）「強制猥褻行為」であると考えたとき、いずれの場合が妥当であると考えられるのか、以下に場合分けをして検討する。なお、各文章末尾の（ ）内は、その判断が拠って立つ分析番号を示している。

（1）「肩に手を掛けただけの行為」が実際にあったと考えた場合

会話の初期においては、特に不自然な点はないといえる。しかし会話の中盤から H は、行為について周辺的ながらも少しずつ言及できるようになっており、それらの発話を検討してみると、「肩に手を掛けただけの行為」を表現するものとしては考えられない（分析 1）。もし、「肩に手を掛けただけの行為」のみが実際にあったのならば H のそれらの発話は虚偽になるのであるから、こうした発話を向けられた K としては、当然のことながらそれが対象となる行為そのものについて相手に問い合わせし、訂正や再確認を申し出るか、またそうでなければ、相手の人格を徹底的に疑い会話を中断すべきなのである。しかし、

Kは、訂正も再確認もせず、対話者としてのHの適切性を継続的に認め（Kは、Hがやや『精神不安定である』ことを認めつつも、人格的には『ただいまのところ、お宅だって自制心も持ってるし』（K46）と言及している）、Hと会話を続けることを自ら選んでいるのである。

また、Kの発話には、行為について触れるべき回答を全て「動機」に変換して答えるという一貫した特徴がみられる。もし「肩に手を掛けた行為」のみが実際にあったのならば、行為の客観的な状態に言及し「肩に手を掛けただけじゃないか」と反論し、それがHによって問題視されるのであれば、そのときにはじめて行為の動機や解釈について議論するのが当然であり、わざわざ行為について触れるべき回答を全て「動機」に変換して答える合理的な理由は全くないのである（以上、分析2・分析3）。

なお、Kが「Hと議論しても一切無駄である」と考えていたと仮定したとしても、最も紛糾することが予想されるであろう動機や解釈についてKが何度も繰り返し述べていることの説明がつかない。電話を切ることを切り出したのがHであることも考え併せると（H92）、Kは「Hと議論しても一切無駄である」とは考えていなかったといえる。

以上から、「肩に手を掛けただけの行為」が実際にあったと考えた場合、本電話反訳には不合理な点が生じることになり、「肩に手を掛けただけの行為」が実際にあったと考えることはできない。

（2）「強制猥褻行為」が実際にあったと考えた場合

会話が進むにつれ、Hは少しずつではあるが当該行為についての表現が明瞭にできるようになっていった、と見做すことができる。

Hのこうした言及を逐次検討してみると、当該行為が「肩に手を掛けた」だけの行為ではなく、「強制猥褻行為」であったことが強く示唆される（分析1）。なお、会話の中盤まで間接的にしか当該行為を表現できなかっことについては、所謂女性としての恥じらいに由來したものであると容易に推察することができる。

一方、H のこうした発話に対する K の発話方略を端的に表現すると、「行為に関する曖昧な表現の反復」と「合理的な理由なくなされている『行為の問題から動機・解釈の問題への変換』」、であるということができる（分析1・分析2・分析3）。

「強制猥褻」行為が実際にあったと考えると、ここにはKの何らかの意図があると想定することができる。それをこれまでに得られた分析結果に依拠して導くならば、Kは「行為については直接に触れないようにしたうえで、互いの見解の行き違いという〈新たな〉問題を設定しようとする」という意図をもっていたとするのが自然であるといえる。

さらに、本電話反訳を通してKの発話に頻繁にみられるような、「謝罪」の反復、そして、当時の話題よりもむしろ今後の両者の関係・今後の仕事探しについての話題へと会話の流れを導こうとするKの態度、また第一審判示を検討した際に述べたようなKの「『第三者』の立て方」・「『議論』のすすめかた」、なども併せて考慮にいれ、さらには、いやしくも最も論理的に議論をすすめる能力を持つとされる大学教授であるKがこうした会話をっていることを踏まえ、Kの意図をより踏み込んで推測するならば、Kは「行為については直接に触れないようにしたうえで、互いの見解の行き違いという〈新たな〉問題を設定しようとし、それについて謝罪することでこの問題を当事者同士で早期に終結させよう」という意図をもっていたと考えることができる。

以上から、「強制猥褻行為」が実際にあったと考えることは妥当である。

第四部 結論

本鑑定書冒頭に鑑定嘱託事項についての鑑定結論をあらかじめ提示しておいたが、これを以下にあらためて確認する。

鑑定結論

心理学による会話構造分析によれば、本電話反訳は、本件においてHが主張する「強制猥褻」行為が実際にあったことを前提とした会話と考えることができる。一方、本件においてKが主張する「肩に手を掛けただけの行為」が実際にあったと考えるならば、本電話反訳には不合理な点が生じることになる。

文献

- 1) 浜田寿美男『自白の研究』三一書房 1992年
- 2) 松島恵介『共同想起研究としての目撃証言研究－記憶研究への新たな視座』 認知科学 Vol.3, No.1, Feb. (特集－目撃証言と記憶研究) 1996年
- 3) 松島恵介『対話における「過去」の存在－心的過去を巡る対話の分析』 実験社会心理学研究 Vol.36, No.1 (特集－データとしての会話) 1996年

「付録」——電話会話が記録された反訳文の全文（鑑定資料）

*は聞き取り不能部分を示す。

K 1－はい、Kです。

H 1－あの、Hですけども。

K 2－あーあー。あっ、どしたのー。

H 2－おはようございます。

K 3－うん。

H 3－あの、いまお話してよろしいですか。

K 4－あーんとー、えっとねー、いまちょっと、お客様てるからー。

H 4－はい。

K 5－えーっと、じゃあー、20分、30分ぐらいかなあ、1時間くらいしたら、電話かけてくれる？

H 5－1時間くらいですか。

K 6－うん、いま、どこいるの？

H 6－いま、うちにいます。

K 7－あ、そうなの。1時間くらいいたら、ちょっといまお客様て、あの話してるから、うん、お願ひします。

H 7－わかりました。

K 8－あ、もしもし。

H 8－もしもし。

K 9－はい。

H 9－Hです。

K 10－あ、どうも。

H 10－どうも。

K 11－ちょっとまって。コネクション悪いなあ。えっ、あーん。で。

H 11－あの、あっ、こういう時間なってしましたけども、

K 12－うん。

H 12－今日休ませてほしくて、

K13－うん。

H13－電話かけたんですけども。

K14－あー。や、それはいいんだけど。あー、どうするのー。

H14－・・とっ、いいますとー・・。

K15－今日だけ休むっちゅうこと？

H15－・・そうですねっ、ど、どうしたらいいか、わっからないです
けど、あの、

K16－あーん、だから・・

H16－まだ、普通に仕事ができるような状態ではないので・・

K17－だからー、どうするかについてだけでも話しなければー、そ
のー、このような状態のままやってられないと思うからー、一
応話をしようと思って、今日来るかなと思ったんだけれ
どー・・、うーんっとお・・、まず今日、休むことは構わない
けれどー・・、あとー、のことー、いずれ話しなければー、な
んともしょうがないような気もするん、だけどねー・・・。
うーんと、どうするかなあ。

H17－あの、まっ、もう、できれば、早いうちに、っていうか、いま
でもけっこうですけどもー、お話できれば、いいんですけども。

K18－いま、じゃ、電話で？うん、構わんですよ。そちらの思って
ることを一応言ってもらえば、こっちも、一応考えてることも
あるからー、あのー、話してみてください。

H18－あのそちらの考えてることっていうのは、どういうことなんで
しょう。

K19－いや、別にまだー、お宅のはなし聞いてからでいいと思うけ
どー・・。

H19－っていうか、不安なんですよね。とにかくもう、仕事が手につ
かない、

K20－うん。

H20－んですけども、

K21－うん。

H21－いっしょ懸命やろうと思っても、

K22－うん。

H22－手につかないし、

K23－うん。

H23－そ、その状態だと、誰の目から見ても、職務怠慢ですよね・・、
だからー、

K24－うん。

H24－まっ、今日明日にでも、K先生にくびにされてもしょうがない
ような状態だし、

K25－うん。

H25－仕事しようと思っても、もう、体が言うこときかないような感
じでー、

K26－うん。

H26－それとはまたあれで、あの、首にされるんでないかっていう不
安もあるしー。

K27－うん。

H27－ど、どうしていいかわからないんですー。

K28－うーん・・。ね、どういう希望を持ってるわけ？どういうふう
にしてほしいっていうのはあるわけでしょ？

H28－やっ、具体的にどうっていうのは、もう全然わからないです。

K29－うん。

H29－とにかくもう、あの、気持ちが安らげないんですよね。

K30－うん。

H30－夜も眠れないような状態でー、

K31－うん。もうちょっとあの・・。

H31－これは、あの、男性にはわかってもらえないと思います、こう
いう気持ちってのは。そんなに大したことじゃないだろうって
いうふうにしか思ってもらえない、・・と思うんですけども。

K32－いや、ぼくはそう思ってないけれどー、とにかくー、あのー、
状態のもう少し、あのー客観的な話をしてもらわないとー、あ

のー、こっちがどうというふうなー、話ができないからー、だからー、わからないわけではないけど、もっと、あんまりこっち誤解しとつても困るからー、どういうーーことで、どうだつていうのは言いにくいところもあるだろうけどー、言うだけは言ってもらってー、こっちでー、あの、こっちの考えてることも言いたいと思うけれど、いまだとー、不安だっちゅうだけではちょっとよく、何となくわかるけれどー、もうちょっとこう、言葉の形でー、言ってもらったほうが、話はしやすいと思うんだけどー。

H32ーあの、こういう状態になったっていうのは、横浜に行って来てからですよね。

K33ーそうでしょうね。

H33ー女性としてどんなに傷付いているか、おわかり、ではないでしょうか、ね。

K34ーいや、それはだからーあのー、考え方もあると思うけどー、ぼくも、あそこで、後でも言ったけれどもー、とにかくビジネスの話ばかりずっとしてきたしー、ただーお宅にたいしてはー、仕事ーの面はもちろんよくやってくれるしー、いままでも、がんばってくれてるからー非常に感謝してるし、してたからー、ただー、まあ、あのーあるところから話聞いて、お宅がいろんな悩んでるのを聞いたから、いずれ、ええ、ゆっくり話していくば、こっちが考えてることがわかってもらえるだろうと思って、その話は二晩かけてやってー、非常に理解してもらえたっちゅうんで、ぼくも非常にうれしかったし、ただ、あのー表現の仕方として、ビジネスだけでー、あんたに対して、仕事させてる、じゃなくてー、もっと人間的にも、いわゆるー、期待してるし、それを、まあ、表わしたかったのが、横浜で、ちょっとー、うーん、表現の仕方は違っていたかもしれないけども、気持ちとしてはうーんと、端的に言えば親愛の情でそれを示したかったっちゅうことだけれどー、ただ、お宅のほうの取

り方は、その辺に対していろいろあると思うんだ、だから一、あのーそれはどういうふうに捉えられたかはしょうがないにしても、こっちの気持ちはそういうつもりで接したつもりだけれど、ただ、それをどう捉えるかはお宅のほうが、感じ方で、こっちも、十分理解はできないけれど、ある程度はわかる。だからー、あんー、こっちも、そうではないって言い切らないで、一応お宅からいろいろまた、その不安な状態だからー、んーと、辞めたいちゅうのとー、職探してくれっちゅうので、一応その話は受けてー、やっていこうと思ってたし、いまも、現にあっちこっち何か所か探してみてー、現在進行中ではあるけどね。だからー、こっちの気持ちとしては、最初から終わりまでそういうつもりではいるんだけれど、捉え方は、まあ、女性の側から見れば、もっと違った捉え方、したんだろうなあ、ちゅうんで、そこは、ぼくも十分には理解はできないけれど、ただもうそれーについてはー、お宅と話をしてー理解してくれとか言ってももう水掛け論なっちゃうからー、それはもうやってもしょうがないんじゃないかな、と思ってんだ。ただ、問題はいろいろあるけれどー、いっしょに仕事やっていくときの一、お、ビジネスとしての仕事ちゅうのか、それはもうぼくがあんたを使う立場だし、その使い方はいろいろ異論はあるかもしれないけれどもー、あー、仕事やっていかにゃいけないからー、話はしなきゃいけないと思ってたんだ。前その話ちょっとやりかかったけどもー、全然違う話、が出てきて、論文の話とか何とか出てきてなんだろうちゅうことでー、全然話ができないままで終わってると。だから、二つ問題があるからー、何かの形で話して、あのー、＊にしろ、どうやって一緒にやっていくのか、やれないならやれないでどうするかとか、そういう話をしなければ、ただー、あっち向いて、こっちもこっち向いて、ただ、面と向かわなければー、話は何にも進まないな、っていう感じはしてるの。その、微妙な感じ云々ていうのはもちろんあ

ると思うけれど、それも含めて二つ問題あるから、話はしなければ、何とも、しようがないんじゃないかなと思ってるの。

H34-・・・・私のほうとしては、K、ああ、私が、一番傷ついていることに対して、もっと、誠意をもって謝ってほしい、ということなんです。

K35-あや、うん、謝るっていう言い方もあるんだけど、気持ちの表わし方としては、だからねー、あのー、さっきも言ったように、そういうレベルの話、じゃないんじゃないかなとぼくは思うの。捉え方の問題あるけどさあ。

H35-どうし、どうしてですか。

K36-うーん。や、ただー、あの。

H36-場所が場所じゃないですか。ホテルの個室でしょ。

K37-あのねー。

H37-親愛の情を表わす、ことが何もね、後ろめたいことでなればー、Jさんの前とか、大衆の面前でできることじゃないですか。

K38-だからその表現の仕方についてはぼくもだから問題があったってんだよ。あんたにも言ったと思うんだけれど。ただねー、その問題についてはいま当人同士でやってもー、もう話、埒あかないから、それについてはまた別の形で話ー、もっていかなきゃしょうがないと思うんだよね。

H38-当人同士では話ができないっていうことは、間に誰かを入れるとか、そういうことですか。

K39-そういうことだろうね。で、問題は、その問題にだけ、ついてなら、謝れっちゅうなら、それなりのいわゆるしゃっ、仕方ってのは考えてたしー、それは一つの回答の仕方は、これから行動を見てくれっていうのとーあんたからー、何かーもういっしょにやれんからー、仕事探してくれちゅううんで、それで今までずっと一ヶ月半かったけども、やってきて・・。

H39-それは、あれでしょう。ん、私が仕事を探してくれというより

は、あの、私が、へんなことをしゃべって歩かないように、口止め策として、K先生が今以上にいい仕事を世話したほうがいいんじゃないかと、先生のほうでもそう考えたと思うんですね。

K40－当然でしょうね。それはぼく自身が、なにやっ、どういうことかっていうことよりも、後で出てくる話が、どんなことかによつては、また、全然事態が違ってくるからね。ただ、恐れたっちゅうことよりも、出るとこ出たらもうしょうがないと思って開き直っては、いるけれどー、ただー。

H40－私がそういうことができ、できない立場だってのはよくご存知じゃないですか。もう、世間に変な、変な噂とかそういうのがあれば、夫もいるしこどももいるし、誰にも言えないっていうそういう弱い立場だってことをわかってそういうことをしてるんじゃないですか。

K41－解決の仕方として、いまんところお宅がここでいっしょにやれない＊ら、どこかいいとこ探すってのが、ぼくの最大限の誠意っていうか、そういう、口止めとかなんとかじゃなくてーそういう形でしか解決できないでしょう。それ以外に何が形、たとえばお金を払えとか、裁判にかけてー、その一、何らかの形しろというんなら、またそれもせざるをえないけどー、ただねー、そういう形で望むんなら、も、それも、しょうがないと思ってはいるんだー。ただ、いまぼくはできることは、いま当座ここで仕事をするにあたって、最小限度お互いの関係ん中で仕事ができるようにすること、と、あと、お宅が精神的不安であれば、もっと、仕事がきちっとできるようなところに場所を移すっていうのも一つの手だし、それをあの探してくれって言われたから、こっちもー、なーいとは思うけれども、とにかくあっちこっち当たってみてみると。それは、ぼくができるいまの時点でのなにもことを起こさないでできる最大限のことだろうと思うの。・・・・・えー、言葉だけで謝っただけです

ることでもないでしょうし。だから、こっち側が気持ちとして、表現のする場所とか仕方の問題あったっちゃうのはもうそれはぼくも自分で認めてることだけども、ただ、言おうと、やろうとしたこと、気分の問題として、あのー、表現しようとしたものは、もう最初から言っているように、最初に言ったような内容なんでー、だから、それをさらに問題があるとして、捉えていくんだったら、それはもう、出るところ出るしかないし、で、実際に、あのー、もうすでにお宅がどういう話を、まあ、出したか知らないけども、も、すでにー、えーいろんな形で流れてくると。で、それが、あの、こっち側が確かにやった行為がそういうものであってもただー、こっちの気持ちとしてはどんな形でやったかってのははっきり最初からもう言ってんだけれども、出て流れてくる話の中にかなりの尾鱗がついて流れてくるともう、こっちもそれーではないっていうふうなことをお宅と言い合ったってしょうがないってな感じするんですよ。現にもう出てきてるから。そうすると、どこかに第三者立ててやるしかない、し、それでどうなるちゅうもんでもないけれどもー、とにかく、出るもんが出てくるんだったら、こっちも、出るとこ出ざるをえないし、だから、いまんところ、そういう噂が届くからー、まあ、かなり、ちょっとショックなんだけども、変なこう尾鱗がついちゃってー出てきてる

H41—そういう話ができるはずないじゃないですか。

K42—出てきてるん

H42—ポスターのことはしゃべりました。

K43—えっ。

H43—ポスターのことは、Fさんとかに言いましたけども、横浜のホテルでどういうことがあったかなんて、そういうこと、誰にも言えるわけないでしょう。

K44—でも、伝わってきてるんだ。

H44—私にカマをかけてんじゃないですか。

K45－カマかけてないもん。伝わってきてるの。

H45－そんなことしてません。

K46－でもねえ、とにかく一、おとついだったか、ある人と会ったら、
＊＊一体なんだっちゅうんで、真実の＊＊は何だっていうことで問い合わせがあるわけ。で、事態をまあ、初めて知ったんだけどねー。ま、そこぐらいまででいま終わってるんだろうと思うんだけどー。ただねー、ま、これーが、話が流してきてる人がそれほど問題が広がる、あるいは、何かお互いの傷付くんのをさらにおもしろがってやるような人たちじゃないから、まだそれはいいかなと思ってるけれど、ただねー、もう、これがどんな形にしろ出れば、ぼくもずいぶん、ちょっと困るし、ただ、困るちゅうだけでもすまないから、第三者立てといてー、あのーことの次第によってはもう＊＊と考えなきゃいけないなっていうなことは話はしてるんだ。ただ、このことについては、もうあのー、ぼくが頼めるってのは、自分の気持ちを素直に理解してくれた一人しかいないから、それに一応話をして、まー、ものの事態によっては、ぼく自身とお宅とやっても水掛け論なっちゃうからー、この件に関してはもう、第三者立てるト。ただその立てるのが誰かって、もう、ぼくのは家内しかいないからー、一応家内に頼んで、もし何か起こればもう、これ、出るとこ出るしかないし、と思ってはいるんだ。でもね、ただいまのところ、お宅だって自制心ももってるし、むこうに、ぼくが誠意を持って何かすれば、それで気持ちがおさまるような状態なん、かもしれないけれど、もう少し物事が流れ出していく以上、なんともちょっと、二人で話しても解決つかないような問題になってきてるような気もするんですよ。

H46－奥さんに相談すると、奥さんに、を、間にいれて話し合うということですけども、

K47－いや、家内、

H47－仮にですね、奥さんが外で仕事を持つて出張だから、横浜と

かそういうところにいかなきゃいけないからと言って、奥さんを駅まで見送りに行って、その、出張先のホテルで奥さんが上司にそういうことをされたって知ったら、K先生は、だんなさんとしてどういう気持ちですか。

K48－だから、ぼくは、さっきも、最初から言ってるように、気持ちとして、表現の仕方はあったけれども、

H48－表現の仕方と言いますけども、最初に横浜から帰ってきて、話しあったときに、私のことを人間的にも、あるいは女性としても非常に魅力的であったということを伝えたかったって、そう言いましたよね。そう言われて、もし、仮に、奥さん、の、職場の上司にそのような言い訳を聞かされて、K先生は、だんなさんとしてご主人としてね、納得できますか。自分の妻が女性として魅力的だと言われたからといっていい気になって、あ、そうかよかったですと言えますか。

K49－や、なあ、だから、

H49－自分の妻の体に指一本でも触れられたら、逆上するのが夫じゃないですか。

K50－だからあー、その話は、もう、あんたとねー、いまやってもしょうがないからー。

H50－あたりまえのことをあたりまえとして、わかっていただける人でなければ、そういう上司のもとでなければ働けないでしょう。女性として魅力的であれば、何をしてもいいとか、体に触っていいとか、そういう考え方を持ってるような上司のところでどうやって働くんですか。

K51－・・・だからね、お宅にそういう気持ちでもって接しては、ぼくはいなかったと思ってるの。ただ表現の仕方、

H51－最初から計画的だったんじゃないんですか。

K52－ん？

H52－計画的だったんじゃないんですか。

K53－私が？

H53 – 最初、JさんとK先生が二人だけで行くってことでしたよね。

その後、しばらくしてから、急遽私も行けるということになって、

K54 – 違いますよー。

H54 – あれはもう計画的だったんじゃないですか。

K55 – 違いますよ。だって、あんたと行くかどうかは、あのー、幕張の＊学会か、植物学会か、どっちにするかで、お宅が、横浜のほうに行きたいちゅうことで最初選んだんでしょ。

H55 – 選んだんじゃないですよね。

K56 – だってえー、

H56 – 参加費用が何かグループだとすごく安かったから、ということで、連れて行くということだったでしょう。

K57 – 違います。今回の発表については、Jが発表するし、お宅の名前ついてるから、一年に一回は、発表する時に行って、いわゆる雰囲気を味わってもらおうっていうのが最初っからの気持ちだから、

H57 – それは、今年の暮れの学会に私を連れていくということは最初から決まってましたけども、私もそのつもりでした。だから、夏のその横浜のことは、も、ぜんぜん行けないものだと思ってましたよね。それが、いつだか急に、行けることになったからという話だ、でしたでしょ。でも、あのときに横浜の学会に行って、私はテクニシャンだということで、みなさんに紹介もしてもらえなかっただじゃないですか。

K58 – ねえー。

H58 – あそこにいる間中、私は何のためにここに連れてきた、連れっこられたのかって、思ってました。そして、最後にあれですか。最初からもう、私の体が目的だったんでしょう。

K59 – 冗談でないよ、そういうふうに、お宅が捉えるなら、もう、しうがないけれど、ぼくはそういうつもりで接したんでないということだけは確かだ、もし、そうだったらー、もっと前の時間

だっていろいろあつただらうし、ぼくはそういうつもりは一切なかつた。ただその表現の仕方として、チェックアウトの前にちょっとお宅に対して、表現の仕方が悪かったのは認めるけど、ただねーさきほどからいうように、

H59－非常識じゃないですか。女性の泊まっている部屋に入つてくるなんて。私はね、赤の他人だったら絶対入れませんよ、部屋に。でも、K先生だったから、自分の上司だったから、入らないでくださいとか、だめとか、そういうことは言えないでしょう。立場上。で、まさか、変なことをされるなんて、そんなことを考えること自体K先生に対する侮辱でしょう。だから部屋に入れたんです。

K60－ん。

H61－セックスする、されるだらうとか、そういうことを期待して入れたわけでもないし、何か大事な話があったのかぐらいで部屋に通しました。

K61－うん。・・・・ただねー、お宅がどういう風に解釈するか知らないけど、いま言ったようなことを一、狙つてぼくは入つたわけでもないし、最初から計画したわけでもない、ただ、表し方として、表現の仕方は悪かったことは認めるけど、お宅がいま推測してるようなことを最初から考えて、計画してたわけではないから、それは。

H61－じゃあ、衝動的にですか。

K62－うーん

H62－私だって大人の女性ですから、密室の中に男と女が二人で居ればどういう気持ちになつていくかぐらいわかります。

K63－でもね、とにかく密室の中たって、二日間も夜中にとにかく仕事のことで話し合つてきて、そこでぼくが何か変なことを考えたり、それを実行しようとしたことは一切ないわけだから、

H63－あつたでしょう、そのつもりだったでしょう。

K64－じょうーだんじや、

H64－いまにして思えばそうです。普通じゃないでしょう。あの時間まで女性を自分の部屋に入れて仕事上の話だ何だと言ってー、夜中まで引き止めておくなんてのは異常ですよね。私は最初から最後まで警戒してました。何事もなく部屋から出てこれたことで安心しました。

K65－あそう、ぼくはそういう気持ちなかったから。だから、お宅がそう思うが思わないが、実際、何、そういうの思ってないから、
H65－私がそのとき何かすると思ったんでしょ。たとえば、K先生に、抱き着いていくとか、

K66－じょうだんじゃないよ、

H66－自分から体を投げ出すとか、

K67－じょうだんじゃないよ、そんなことはぼくは考えてないから、だから飲みに行って、12時まで、と思ったら、11時で終わったから、しょうことなく、ほかになかったから、ぼくのへやでやったんだ。

H67－普通の良識を持った人だったら、自分からそういうことは避けます、と、避けますよね。誤解されてもならないし、旅先で、ね、女性に対して、疲れてるんですよ、とにかく、早く自分の部屋に戻って休みたいんですよね。それをあんなふうにひっぱり回されて、夜中まで、朝は朝で、けっこう早く出なきゃいけないし、そういう配慮はないんですか。酒飲みたかったらJさんと二人でやればよかったじゃないですか。

K68－あんたと話をしなきゃいけないことがあったでしょう。だから、それをとにかく、きっと悩んできてんだから、あんたが。だから、いつ話するかって、会場だって、ま、できただろうけど、いろいろ忙しいから、そして、もっとゆっくり話さなきゃいけない問題だったわけでしょう。だから、僕は、も、確かにいろいろ遅いし、疲れてはいるけれど、ぼくだって同じだ。ただ、とにかくこっちでずっと二年やってる間にいろいろ、おたく＊悩むことがあるから、ぼくは話をして、で、もっといい形

で仕事ができるようにちゅうことで、確かに、場所はもう、話するとこ、なかったから、あーいうとこでやったけれど、ただね、お宅がいうように計画的だの、そういうことを目的にしてはいなかった。いないから何も起こらなかった。ただ、チェックアウトの時に、それだけで何となく十分意思が伝わっている気持ちもしなかったし、気持ちを伝えたかったちゅうのが、確かに行動の一、最後の表現の仕方は、少し、軽率なとこあったけれども、気持ちとしては最初っからそういうふうな形でやってきてる。だから、お宅がいうふうな計画的に何かしてー、それ、狙ってた、そういうことは一切ない。それだけは断言しどく。そういうふうに考えてしまえば、どんどん、どんどん、いろんなことをそういうふうに持っていくけれども、ただ実際の、形として、ぼくはそういう気持ち持ってなかったから、だから、どんな形にしても、

H68－持ってなかったとか、そういうのは後になれば、いくらでも言えることでしょう。

K69－実際の行動の中で、

H69－実際の行動は何ですか。女性の部屋に入ってきてですよ、それもね、お酒を飲んで泥酔して何をやってるかわからない状態だったらしょうがないかもしれないけども、朝でしょう。・・・

K70－まあね、とにかく、

H70－あなたのやってることはねーあーの、水商売の女性だったら、日常茶飯事かもしれないけども、かたぎで生活している女性にとっては、非常にショックですよ。

K71－ふー。

H71－私は従軍慰安婦ですか。

K72－そういうふうにだから捉えて

H72－捉え、ざるを得ないでしょう。先生のために今まで一生懸命仕事をてきて、その成果をJさんの成果にされて、それでも我慢してました。私の仕事がJさんの仕事になって、それでK

先生が、K先生にとっていいことだったらそれでいいと思ったんです、ずっと、このままね、K先生やJさんのために仕事をしていて、いってもいいと思いました、あの時。

K73ーんー。

H73ーでも、その後あれですよ。・・・・

K74ーただね、ともかく、あの、計画的だの、そういう気持ちを持って最初からしてたとか、そういうふうに考えてしまえばー、確かにそういうふうにね、考えられると思う。でも、ぼくは、最初っからそういうふうな気持ち一切なかったんだからー。それをいまお宅とねー、ディスカッションして話したって、何にももう水掛け論なっちゃうでしょう。だから、ぼくは、自分の気持ちー、を、とにかくわかってもらえると信じる人間にもう立ってもらって、何かもう解決するしかないと思うんだ。いまお宅とこうやっててもしょうがないと思うの。だ、それをもう実際に、あのー、そのこと自体は問題が一応あったにしても、その後の問題はもっともっといろんな形で違った展開してくるから、それに対してーはー、んー、ゆうなら、ぼくとあんたと話しどったってどうにもならないから、出てくるいろんな話が、出てくれば出てきたでしょうがないけれども、ただ、その、この行動の中でぼくーが、何をどうしたかってについて、尾鰭がついていけば、も、それはそれで事実として伝わってくれば、それをどう対処するかとなったら、も、ぼくではできないから、第三者を立てて、それなりにもう、また、第三者を立てた、そのまた、その判定する人がおるだろうし、そこで一やっていくしかないじゃないかと思うの。・・・・だから、いずれーにしろ、この問題をもう、お宅と二人で話てもしょうがないと思うんでー、あのー、立てるものは立ててー、一応、あとは、その人間が、＊＊第三者がどこまでぼくを信じてやるか、あるいは、そちらを信じてやるかによって、もう、第三者が判定してくれるでしょう。それ以外には、もう、何とも手の打ちよう

ないと思うの。現実にいまお宅と話して何かやって、解決があるとすれば、そういう話が流れてきたりなんだりしなければ、まだ、あー、話の仕方もあるけれども一、尾鰭も大分ついて出てくると—そうでなかつたということが、も、いくら言ったっても、どうしようもなくなってくるから、

H74—そうでなかつたということは、最後までいかなかつたということですね。

K75—違うよ

H75—そうでしょう。だからもう、最後までいかなかつたんだから、K先生としては、どういう言い訳だってできるわけですよね。

K76—ふー。

H76—わかりました。

K77—ふー。

H77—わかりました。もう、今日、今日はこれ以上話しても、無駄だと思います。＊＊、考え方させてください。

K78—うん、ともかくこの問題もう、お宅と話してもどうもならないから、ただね、今日休まれるのはいいんだけど、後のこと、とにかく仕事をやっていくにしろ、お宅がどこかで、精神的安定の形、仕事できるについては、ぼくはいまでもやって、あちこちあたってきてるから、それについてはいずれ話はしたいと思う、あなたとね、そうしない限り、この問題の発端は僕のほうにあるんだから、ただ、それをどう解釈するかは、また、さっき言ったように第三者立てて何かするにしても、ただ、この発端に、＊お宅が仕事ができないような状態の陥ったのは、ぼくにも責任あるから、それについてなんとか、いい形になるような、あー、仕事の仕方あるいは場所とかゆうのについては、いずれ、お宅と話、いろいろ、ま、あたった結果もあるから、話はしなきゃいけないなとは思ってるの。それはいずれ、あのお宅こっち来たときに話はしたいと思ってるの。ふーん。だ、今日休まれるのはいいけども、明日、あさってと、もし、来ら

れるんだったら、そっちのほう先話、したほうがいいんじゃないかな、と思うの。ふーん。

H78－そうですか。・・・わかりました。じゃあ、明日かあさって、行けるんであれば行きますので。

K79－うん、それを、こっちの話をしないと何にもー、どうしようもないでしょう。さっきの話はまあ、別としてー、仕事一、とにかくお宅も給料もらってんだし、ぼくもお宅をあの一働くっていうのか、そういう立場っての、責任あるから、**いろんな問題あったにしろ、きっちりしていかないと、まわりに対しても困るし、ただ、ぼくのほうから、こんなのがあるから、おまえやめろなんて、そういうことは言い出しあはない、で、辞めていく分については、それはもう、そちらがそうあれば、引き止めはしないけれど、ただ、いい形にするのは、ぼくとしては努力したいと思ってる。それについて、当面とそれから先々どうするかっていうことについては、話しあしたいと思ってる。また、それについて、一応一ヶ月半だけやることはやってみてるからー、その話もしもいい話しとは必ずしも言えないけれどもー、そういうことを何か話ししない限り、ただー、休んでってー、お互い、あっちむいてほいのまんまだったらー、かえって、いろいろな意味で困るでしょ。・・だから、二つ問題あるちゅうのは、一つのほうはとにかく、これはもう、仕事一、のビジネスでどうしても、何らかの形で話をして仕事をするならする、するならどういうふうにするってなのをきちんと決めないと、こちらも困るし、お宅も困るし、まわりだって何だろなって思っちゃうからー、。。そこら辺だけはきっちりさせたいと思うんだけど。もう一つの問題についてはさっきも言ったように、いろいろ取り一方もあるだろうし、ぼくの態度に対しても、**不安持ってるだろうけど、ただ、ぼくはもうこれは、噂がもう流れてきて、尾鰭もついてるし、ぼくとあなたで話したってしょうがないから、第三者立てて、やったほ

うが、もし、その一、話しの流れぐあいによりけりだけどー、やる、かやらないかもわかんないけど、いずれ、二人で話しどったってどうしようもないな、ちゅう感じがするんだよね。だ、それをどういうふうにしてやるか、ってんで、いま、考え方しっかりしてないけど、二人で話してもしょうがないなと。だ、それはそれで時間ちょっとおいといてみて、とにかく当面、明日、あさって、あるいは**しろ、その仕事の具体的な話し、と実際の進め方とか、仕事の先々のこととかは、これはもう、給料もらってお宅が働いてる関係だからー、責任ある立場と働いていっしょにやってる人との関係ってのは、何らかの形で話して、きっちとさしとかなきゃいけないでしょ。だから、前、お宅に、呼んで、話をしたとき、そこをしようと思ったけども、ほかの論文の話とか何とか、全然違う話しが出てきて、ちょっと啞然として、そっちまで議論してる時間もなかったから、結局物別れに終わってるけれどー、いずれにしても仕事どうするかについては、話をしなきゃいけないと思う。

H79－わかりました。

K80－それはやるでしょ。

H80－はい？

K81－やらなきゃいけないでしょ。

H81－仕事ですか。

K82－そうです。

H82－仕事は、したいですよ。

K83－ぼくもお宅が仕事してくれることについては、非常に今までも感謝してるし、これからも感謝して、仕事については、きっちとさあ、やってけるものならやっていければ、いいと思っている。ただ、だい、最初の問題は、何らかの形で決着しない限り気持ちはすっきりしないだろうけど、でも、それはそれで、さっきも言ったように、当人同士でやってもしょうがないか

ら、

H83－どうして、当人同士でやってもしょうがないんですか。現場にいて見ていた人がいるわけじゃないのにね、その第三者というのはその場で見ていた人ですか、あなたにとって有利な証言しかしない人でしょう。・・・それはおかしんじやないですか。見ていた人がいるなら、その人を呼んできてください。

K84－いないでしょう。

H84－いないでしょう。だったら、その第三者はおかしいじゃないですか。

K85－だから、ぼくがいうのは、

H85－だったら、私は自分の夫をね、立てます、あなたにとって有利な証言しかしない人を第三者として連れてくるんだったら、私は、私の苦しみを一番よくわかってくれるはずの夫を連れていきます。

K86－それもしょうがないでしょう。だから問題はその後の流れの中でどうなってるかで考えるしかないでしょう。

H86－おかしいじゃないですか。尾鰭がついたとかね、事実であってもそれを尾鰭がついてると言えば、あなたのやったことはもっと小さい事だというふうに言えるわけですね。

K87－そういう言い方してないでしょう。

H87－そうじゃないですか。何が尾鰭だったんですか。どういう噂ですか。誰から流れたんですか。

K88－いや、いいですそれは。いずれにしても、ともかくその問題については、ちょっといま、時間をおいてから、

H88－私が、そんな恥ずかしいことをね、噂になって何がうれしですか。私がそんなことするはずないでしょう。自分の恥でしょう。・・・・

K89－出てるんだよとにかくもう、しょうがないだろう、その話しさは、・・・・出てこなければこんな話しあんたにカマかけてやるはずないだろう。

H89－じゃあ、誰ですか。

K90－あんたが、話したら、一人しかいないでしょう。誰いるかわか
んないけれども、＊＊、

H90－誰ですか。

K91－それは、言わない。

H91－それは嘘ですね。＊、名前を言わないということは、嘘ですね。

K92－んー。まあ、それについて、その一、そうであるかどうかにつ
いてはさ、必要がある時にはいいますよ、いまは、言う必要は
ない。・・・・いざれにしても、もうあの、最初の問題と後の
問題とあるから、とにかく当面は後の問題をちゃんと話ししな
いと、仕事もできないし、お宅も給料だけもらって休んでる
ちゅうわけにもいかないだろうし、そっちだけはきちんとした
いと思う。・・・・

H92－そうですかー、じゃあ、電話長くなりましたので、

K93－ん。

H93－はい、失礼します。

以上。